

答申第 771 号

情公第 3008 号
令和 5 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 10 月 18 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 47）（諮問第 828 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、別表2、別表3及び別表4に掲げる情報を公開するとともに、別表5に掲げる情報について改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月21日に神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定施設で特定年月日頃に起きた特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、同年11月21日付けで相当の部分につき諾否決定（以下「前回処分」という。）を行った。その後、平成29年9月20日付けで、残りの部分について、別表1に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、各行政文書について、同表「原処分の内容」欄に掲げるとおり行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った（以下、本件処分で実施機関が非公開とした情報を「本件非公開情報」という。）。
- (3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) なお、審査請求人は、前回処分についても、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行っており、当審査会は、当該審査請求につき、実施機関から平成29年9月27日付けで諮問（諮問第771号）を受け、令和元年5月29日付けで答申している（答申第726号）。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 行政文書の特定について

ア 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することは違法である。

イ 本件では、担当課室所等の特定において、情報公開制度の根幹を揺るがす重大事態が惹起された。

(ア) 情報公開広聴課の職員は審査請求人に対し、開示請求書において対象課室所等や請求対象文書の名称まで特定することを強要し、また、開示請求が複数の課室所等にわたる場合には、開示請求書を対象課室所等ごとに提出すべき旨を明言した。

(イ) また、同課の職員は、決定期限を1年間延長したうえで文書を特定できなければ公開を拒否することがあり得る旨や、文書の特定を争うことは情報公開の趣旨とは異なる旨を明言した。

(ウ) さらに、同課の職員は、開示請求者がある出来事に関する文書一切について開示請求しても、担当課室所等を記載して提出した場合には、同じ部局内の他の課室所等の保有する文書の特定を争うことができない旨や、開示請求書には対象課室所等まで記載しなければならない旨を明言したが、かかる運用は行政不服審査請求の権利を侵害するものであり、強く抗議する。

(エ) 開示請求書を担当課室所等ごとに提出することを要求されれば、1件ごとの費用が発生することになり、かかる県の運用は、神奈川県の不祥事について開示請求することに対する妨害行為であり、開示請求権ないし知る権利の侵害であり、請求妨害であるとともに、文書の特定について争う十分な理由となる。

(オ) 情報公開広聴課職員と一部の文書保有課室所等の職員が開示請求者を蔑視する発言を繰り返したことは、行政の不祥事に関して情報公開請求した人物に二度と情報公開請求をさせないようにするために情報公開請求を委縮させることを目的としてなされたものであり、知る権利を保障する憲法21条1項等に違反している。

ウ 慣例法上、実施機関には、不存在や文書の特定の審査請求を受けた後に文書を再探索すべき作為義務があるにもかかわらず、これを行っていないことから、再度の探索を行うべきである。

エ 本件請求の内容に鑑みれば、特定事件の発生日の前に取得又は作成された文

書も対象とすべきである。特定事件の事件発生日以降の文書のみを特定した本件処分は、実施機関が本件請求の内容に条例の趣旨に沿わない独自の限定を加えて、本来は本件請求の対象となるべき文書を除外したものであって、審査請求人の情報公開請求権又は知る権利を著しく侵害している。

オ 各担当者が備忘のためや書類作成のために個人的に作成したと実施機関が主張する文書については、行政文書該当性で争う。仮に行政文書に該当するものがあれば、特定のうえ公開すべきである。

各担当者が報告書作成のために関係機関と打合せ内容等を記録したり、参考資料として収集したりした行政文書は、報告書作成のためである以上、直接又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものというべきである。さらに、特定事件という前代未聞の事件を受けて行われた事業事務に係る報告であることから、重要な政策を決定する会議に関しては、その会議に提出された資料、会議における重要な意見についての記録、検討結果等に該当し、収集した参考資料も新聞の切り抜き記事等と同様に行政文書性を肯定すべきである。

(2) 非公開事由該当性について

ア 別表1に掲げる文書区分にいうA-5文書（以下、別表1に掲げる文書を示す場合には、単に「○（アルファベット）—○（数字）文書」とのみ示すこととする。）のうち、特定施設利用者の移行先施設名

特定施設利用者の氏名や住所等さえ非公開とすれば、利用者の権利利益は侵害されない。現に搬送先の病院名には公開されているものもあるが、それらの病院の利用者の権利利益への侵害は生じていない。よって、条例第5条第1号に該当しない。

また、施設名から直ちに所在地が公開されるとはいえないし、施設名が公開になっても、その施設に関する問合せに対応する県の業務が増加するとはいえないし、たとえ当該業務が増加したとしても、入所者に対する支援に支障が生じるとはいえない。そもそも、取材や問合せへの対応は真摯に行うべきであり、請求者が公開された行政文書を基にして行政に対して取材や問合せを行うことは、情報公開制度の趣旨に合致するから、取材や問合せへの対応業務の増加

を理由に非公開とすることは条例の趣旨目的に反する。よって、条例第5条第4号にも該当しない。

イ B文書のうち、特定事件の被害者の年齢、死亡確認時間及び死因

通常、このような重大な殺人事件では、被害者の年齢等は公表されるものである。本件では、被害者がいわゆる障害者であることを理由に差別的に非公表とされており、このような措置は、障害者差別に当たり、法の下での平等に反し違憲である。したがって、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ該当したとしても同号ただし書イに該当する。

ウ C-1文書のうち、被疑者の写真、被疑者に関する記載内容及び法人の発令事項並びにC-2文書の被疑者に関する記載内容

当該文書に記載されている職員は、特定事件を惹き起こした被疑者であり、非公開とされたのは、被疑者に係る情報のみである。これらが一律に非公開とされており、公表情報までも非公開とされたうえ、条例第6条各項の規定による部分開示も実施しないことは違法である。このような情報こそ、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきである。

エ D文書のうち、個人の氏名、年齢、障害支援区分及び支給決定市町村（慣行として公になっているものを除く。）

被害者本人や家族、遺族等が積極的に公表している氏名については、公表慣行があるとして条例第5条第1号ただし書イに該当する。年齢、障害支援区分、支給決定市町村については、いわば統計情報のようなものであり、氏名を非公開としたうえで、条例第6条各項の規定による部分開示を実施すべきである。

オ E文書の内容

様式さえも非公開とすることは、部分公開の精神や存在意義を理解しておらず、到底承服できない。他の処分においては被害者の性別を公開しており、整合性を担保できていない。他で公表、公開等されている情報は公開すべきである。また、被疑者の情報と被害者の情報が同質であるはずがなく、実施機関の説明は不適切である。

カ F文書のうち、個人の氏名及び負傷者の年齢

報告者名は、報告することが明らかに公務員としての職務遂行に係る情報で

あることから、特定市情報公開条例の規定により何人にも閲覧、写しの交付等が認められている情報であり、公表慣行がある情報として、条例第5条第1号ただし書アイウ全てに該当する。また、特定市の職員録にも掲載されている職員であれば、輪をかけて同号ただし書イに該当する。負傷者の年齢については前述のとおりである。

キ G文書のうち、個人氏名及び特定施設職員の負傷内容

特定市立病院の医師名については、当該医師は特定市の地方公務員であることから、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。本件処分において、一部の医師の名字が公開されていることとも整合性が保てていない。

特定施設職員の負傷内容については、公開文書の記載からして、個人を特定することは不可能であり、特定事件の被害を受けた職員の中にそのような負傷をした人が含まれるという情報にとどまるため、条例第5条第1号には該当しない。

NHKの記者名については、記名記事であれば公表慣行を有するから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

ク H-1文書のうち個人の氏名並びにH-6文書のうち個人の氏名及び個人の電話番号

当該電話番号は問合せ先である以上、公表慣行が認められるため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

ケ J-1文書のうち、派遣職員個人の携帯電話番号（慣行として公になっているものを除く。）

派遣職員の名字が公開されていることから、公務で使用する携帯電話の番号というべきであるから、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

また、当該番号を知らされた相手方からは、迷惑電話等がかかってきていない以上、公開しても迷惑電話等がかかってくるおそれはない。したがって、条例第5条第4号にも該当しない。

コ J-2文書及びJ-3文書のうち、個人の氏名及び特定施設利用者の移行先施設名

利用者名については前記エ、移行先施設名については前記アと同様である。

サ K-1 文書から K-9 文書までのうち、特定事件当日の夜勤者及び警備員からの聴き取り内容のすべて

標記の情報を公開したところで、聴取対象の職員が当時の記憶を呼び起こすこととの因果関係はなく、当該職員が公開請求者になったとしたらその時点でその内容を知りたいことになるから、個人の権利利益を害するおそれはない。

また、特定事件は、被疑者が犯行を思い立ったことだけではなく、施設の警備が不十分であったことにも起因して惹起されたものであることから、公益性も考慮して公開情報として取り扱うべきであり、少なくとも、条例第6条の規定による部分公開を実施すべきである。

さらに、特定事件と同様の事件を防止するためにも、特定施設の利用者及びその他類似の利用者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報として、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

そして、特定事件という前代未聞の事件についての聴き取り内容は、これを公開したところで信頼関係を害するとか、業務上の情報共有に悪影響を来たすとはいえないし、たとえそのようなことがあるとしても、特定事件に係る説明責任を果たすことで害される信頼関係など、そもそも真の信頼関係とはいえず、そのような関係は結んだままであるべきではない。そのような者たちは、特定事件に関して説明責任を果たす必要がないと考えているのであり、これは障害者の人権擁護の観点からして公序良俗に反することは明らかであって、条例の趣旨目的にも反する。

よって、条例第5条第4号にも該当しない。

シ K-10 文書のうち、職員個人の印影（慣行として公になっているものを除く。）、個人の氏名、活動内容、申し送り・連絡事項及び利用者特記事項の内容

標記の情報は、特定市に対して情報公開請求を行えば、指定管理者職員である者の氏名は公開される情報であることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

また、指定管理者は、特定市情報公開条例の規定により、情報公開規程を設けており、同規定に基づいて公開請求を行えば公開されることから、同号ただ

し書ア及びイに該当する。

その余は前記エ、オ及びサと同様である。

特に、活動内容、申し送り・連絡事項は、条例第6条各項の規定による部分公開を実施すべきである。

ス L-1文書のうち、質問者の氏名及び利用者の心身の状況

「4 質疑応答」と書かれた頁の上部の非公開部分は、その長さからして質問者氏名だけとは考えにくいため、氏名以外の部分は公開すべきである。

利用者の心身の状況とされる情報は、詳細なものであればその部分だけ非公開とし、怖がっている、悲しんでいる、茫然としているなどの一般的に想定できる内容であれば、質問者氏名を非公開としたうえで条例第6条各項の規定による部分公開を実施すべきである。

セ M-1文書からM-9文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 移行先施設名、移行先施設を特定し得る情報、情報提供先施設名、照会元施設名、該当障害者支援施設名、送付先施設名、緊急的個別移行先施設、集団的移行候補先施設及び特定施設利用者受入れ先施設名

前記アと同様である。移行先施設名を特定し得るとされる情報については、特定することができないとして争う。また、たとえ特定できたとしても、前記のとおり公開すべきものである。

(イ) M-8文書の表中、「課題等」欄の記載内容

利用者が利用するに当たっての各施設の課題、利用可能時間、施設の特定及び今後の整備方針は、他のいかなる情報と照合すれば候補施設を特定できるか不明であり、容易に推測できるとするのはあくまでも憶測にすぎない。

また、たとえ特定できたとしても前記のとおり公開すべきである。

さらに、実際の引越し先施設ではなく、あくまで候補にとどまるものは、取材が来る可能性やその熱心さなどに差が出るのも当然であり、たとえ、実際の引越し先が非公開とされたとしても、候補については支障が生じるおそれがなく、公開すべきである。

(ウ) M-9文書のうち、個人の氏名

利用者の氏名については、前記エと同様である。

ソ N-1 文書からN-25 文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 特定施設利用者の移行先施設名及び移行先施設を特定し得る情報

前記アと同様である。移行先施設名を特定し得るとされる情報については、特定することができないとして争う。また、たとえ特定できたとしても、前記のとおり公開すべきものである。

なお、N-23 文書においては、打合せの参加者が「一時的な利用で国民から称賛されるだろう」と述べているから、当該施設の名称が公開されたとしても、法人等の正当な利益を害することはない。

また、本件においては、アスベストの除去前の施設に利用者を引越しさせること、耐震診断Dランクの体育館を利用させていたこと等から、利用者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報として、施設、法人の名称は条例第5条第2号ただし書に該当する。

さらに、廃止した施設という県有財産の有効活用である旨が明記され、非公開部分の一部は県有財産の使用に関する情報であることから、住民監査請求及び住民訴訟において県民の財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報として、条例第5条第2号ただし書に該当する。

(イ) N-23 文書のうち、個人の氏名(慣行として公になっているものを除く。)

本件においては、アスベストの除去前の施設に利用者を引越しさせること、耐震診断Dランクの体育館を利用させていたこと等から、利用者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報として、会議に出席した施設担当者の氏名等は、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

また、廃止した施設という県有財産の有効活用である旨が明記され、非公開部分の一部は県有財産の使用に関する情報であることから、住民監査請求及び住民訴訟において県民の財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報として、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

タ O-2 文書のうち、職員個人のメールアドレス(慣行として公になっているものを除く。)

実施機関は、職員のみで共有されるメールアドレスを主権者に知られることでウイルスメールを受信するおそれがあるとしたうえで、そのことをもって当該情報の非公開を正当化しているが、その説明は、迷惑メールフォルダ、ウイルス対策ソフト、セキュリティソフト等の利用等により当然に十分な対策が講じられているところであり、民主主義の根幹である情報公開、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では到底認められない。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

チ O-3文書のうち、個人の氏名（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、O-3文書を作成した実施機関の職員の氏名が記載されていることが推認されるため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

ツ P-1文書からP-12文書までのうち、問合せ要旨、問合せ内容、個人の氏名、連絡先メールアドレス、問合せ内容の転送の可否及び回答内容並びにP-13文書からP-16文書までのうち、問合せ要旨、手紙の内容、個人氏名、住所、回答内容及び県民からの意見等整理票並びにQ文書のうち、個人氏名、個人メールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）及び個人の写真

国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見、苦情、問合せ等をしてきたものであれば、その行為は政治家という特別職の国家又は地方公務員の職務遂行情報であって、その氏名は公務員の職務遂行情報であり、連絡先や住所も事務所や議員宿舍等のものであれば公表慣行があるから、条例第5条第1号本文に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。特定事件の重大性から、政治家が問合せをすることも十分に考えられ、そのような場合は、政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。政治家の氏名は、職員録に掲載されているため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

また、一般国民からの意見等であっても、神奈川県民か特定市民か、それ以外か程度であれば、特定個人の識別もできず、当該個人の権利利益を害するともいえない。よって、条例第5条第1号本文に該当せず、条例第6条各項の規定により部分公開を行うべきである。

氏名やメールアドレスを非公開とする以上、転送の可否等は条例第5条第1

号に該当しない。

特定事件に関する問合せ、意見及び要望について、他の実施機関担当課においては公開されており、整合性が破綻している。これらを公開した他の担当課において、特定の個人が識別されたり、事務の適正な遂行に支障が生じていたりする事実もなく、条例第5条第1号及び同条第4号のいずれにも該当しない。

特定事件のような重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることが、主権者の当然の権利であり、行政を有効に監視するため、主権者からの意見や問合せに対して行政が真摯、誠実かつ迅速に回答をしているのかを把握する必要があるから、実施機関の回答内容は重要であり、公開情報として取り扱うべきである。

また、添付写真については、公開文書である本文中に「公開の許可を得て撮影した写真を添付いたします。」と明記されていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

独立行政法人等の職員の氏名は、職員録やホームページの教員紹介欄等において掲載されていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

メールアドレスについては、前記タと同様である。

テ R-1文書からR-12文書までの文書のうち、原処分の一部公開とされた文書における次に掲げる情報

(ア) 医師名、病院関係者氏名、特定事件被害者の氏名、その所属ホーム名、特定法人の職員氏名、その携帯電話番号及び警部補以下の警察官の氏名

自治体職員の氏名は、他の公開されている自治体職員の氏名と同様に、公開すべきである。

臨床心理士がどこかの元園長であるという情報は、園長の氏名が公表慣行を有する以上、氏名とどこの園長であるかとともに条例第5条第1号ただし書イに該当する。

施設の園長や協会の会長の氏名は対外的に表示することをもって代表的役割を果たしていることから、公表慣行を有するものとして、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

指定管理者及び出資法人の職員の氏名については、前記シと同様である。

携帯電話番号については、それがプライベートのものではなく、職務遂行上のものであれば、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

医師名については、後記(エ)、(オ)及び(カ)と同様の趣旨により、最大限の公開をすべきであるから、条例第5条第1号本文に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書アからエまでに該当する。

病院関係者氏名については、公務員等の氏名であれば、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

特定事件の被害者の氏名及び所属ホーム名については、被害者本人や家族、遺族等が積極的に公表していれば、公表慣行があるとして条例第5条第1号ただし書イに該当する。そうではない被害者については、氏名を非公開としたうえで、所属ホーム名について、条例第6条各項の規定による部分公開を実施すべきである。なお、被害者の情報について、イニシャルとともに年齢等の情報を公開することが個人の権利利益を害するおそれがあるというのであれば、イニシャルを非公開としたうえでその余の情報について部分公開を実施すれば足りる。

(イ) 特定施設利用者の移行先施設名

前記アと同様である。

(ウ) 病院名

報道陣が押しかけ、利用者の生活が脅かされるおそれがあるのであれば、情報公開請求に対して公開するよりも、新聞報道等によって公開されるほうが、そのおそれは強くなるというべきである。その点、新聞報道等によって既に一般に名称が公開されている病院において、そのおそれは現実のものとなっていない以上、情報公開請求により名称が公開される病院においてのみ、そのおそれが現実となるとは考え難い。

よって、条例第5条第1号に該当しないか、同号ただし書のすべてに該当する。

(エ) 特定事件に関する被疑者及び被疑者周辺関係者に対する警察の対応及び措置状況

被疑者の事件前の行動への警察の対応・措置状況の記載こそが、それらが

誤っていたがために特定事件の発生を許したことを主権者が検証し、警察に改善等の要望を行うために必要不可欠な情報である。他の事件が発生した場合に捜査の支障が生じるとしている点については、対抗措置が講じられるも何も、警察の対応・措置状況が誤りであったがために特定事件が発生したのであるから、警察がその誤りを二度と繰り返すことがないように、対抗措置が講じられようとも類似の事件が発生することがないように、すでに改善を行っていないかならなければならないはずである。

また、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぼされるということができるのは、いつ、どのような立場の誰が、どこで、どのような捜査をするのかといった、細密な情報まで公開した場合であって、標記の情報を公開しただけで、そのような支障が生じるおそれがあるとはいえない。

さらに、実施機関は、報告書を作成した特定法人が把握した状況が、警察の把握している状況と必ずしも一致していないから、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保できなくなるおそれがある旨主張しているが、特定法人と警察がそれぞれ把握した状況のうち、何がどう異なっていたのかも、障害者及び犯罪被害者の人権擁護や特定事件の歴史的検証のために決定的に重要な情報であり、このような情報を公開することこそ条例の趣旨目的に合致する。

刑事裁判においては、当該法人の把握した状況が警察の把握した状況と異なることも含めて審理されて明らかになるのであって、世間がどのように認識しようとも客観的事実とは無関係であるから、その差異が刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性はない。

そもそも、捜査機関が把握している情報と異なる情報について、それを誤った情報であるとするのは、冤罪の発生原因であり認められない。

よって、条例第5条第6号には該当しない。

(オ) 事件の通報状況

前記(エ)に加えて、通報者が特定施設の職員であったことは公開されているし、警察の取った対応・措置状況が誤っていたがために特定事件の発生を

許したこととあいまって、特定事件の首尾について主権者が検討するために必要不可欠な情報である。

供述の妨害を図る等の違法行為を行う可能性があるとしている点について、当該情報は、特定事件の端緒に関する情報として、非常に重要性及び公益性の高い情報であって、類似施設関係者や主権者が検証し、類似施設や行政に改善等を要望するために決定的に重要な情報である。

そもそも、情報公開で得られた行政文書を改ざんして使用すれば違法行為になるわけであるし、そのような可能性は無数に考えられるのであって、実施機関の説明は抽象的に過ぎるというべきである。そして、公開請求者には条例第 28 条により公開情報の適正使用義務が課されていること等に鑑みれば、上述した公益性は実施機関の説明する可能性に優に勝るといえるべきである。

また、威迫面談の上、虚偽事実の供述を迫る等の違法行為を行うおそれがあるといえることができるのは、通報者の個人の自宅の住所、プライベートの電話番号、メールアドレス等といった細密な情報まで含めて公開した場合であって、標記の情報を公開しただけでは、そのような支障が生じるおそれがあるとはいえない。

よって、条例第 5 条第 6 号には該当しない。

(カ) 特定事件に係る経過のうち、対応に関する時刻や関係者が対応した事実に関する情報

前記(エ)及び(オ)に加えて、まさに標記のような情報を含めて公開することこそが歴史的な検証に耐え得るものであり、情報公開制度の趣旨目的に合致するといえるべきである。

よって、条例第 5 条第 6 号には該当しない。

(キ) 特定事件発生時の施設に勤務する職員の配置及び対応状況

特定事件の刑事裁判においては、平面図に記載された職員の多くが犯行状況を目撃しているのであるから、どの場所で犯行を目撃したのかについても含めて必要があれば審理され、詳細が明らかになるのであって、仮に審理の必要がないのであれば、公訴の維持を図る上で特に重要な情報であるとはい

えず、世間がどのように認識したとしても客観的事実とは無関係であるから、標記の情報を公開することで、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性はなく、公判の適正が確保できなくなるおそれがあるとはいえない。

そもそも、平面図に記載された職員の多くが犯行状況を目撃しているという事は、目撃していない職員も記載されているということであり、具体的な目撃者が明らかにならなければ、どの場所で犯行を目撃したかを公開することにさえならない。

したがって、特定事件の重大性、歴史的検証に耐える情報公開の必要性及び公益性に鑑みても、条例第5条第6号に該当しない。

(ク) 捜査員の捜査状況

特定事件における警察の捜査状況を、直ちに捜査方針や捜査手法と同一視することはできないし、特定事件における捜査状況から捜査方針や捜査手法を知ろうとしても憶測の域を出ない。

被疑者の事件前の行動への警察の捜査が誤っていたがために特定事件の発生を許したのであるから、特定事件後の捜査員の捜査状況は、特定事件発生前の警察の対応・措置状況とあわせて、特定事件の首尾を主権者が検証するために必要不可欠な情報である。

罪を犯すことが容易になる可能性、証拠隠滅等を図ることの可能性も何も、そうした内容は、令状等の請求に際し裁判所が審査すべきことであるし、警察の対応・措置状況が誤りであったことから特定事件が発生したのであるから、警察がその誤りを二度と繰り返すことがないように、捜査情報が知られようとも同種の事件が発生することがないように、すでに改善していなければならぬものである。

また、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぼされるということが出来るのは、いつ、どのような立場の誰が、どこで、どのような捜査をするのかといった、細密な情報まで公開した場合であって、特定事件という極めて特殊性の高いものに係る情報を公開しただけで、そのような支障が生じるおそれがあるとはいえない。

そもそも、情報公開で得られた行政文書を改ざんして使用すれば違法行為

になるわけであるし、そのような可能性は無数に考えられるのであって、実施機関の説明は抽象的に過ぎるといふべきである。そして、公開請求者には条例第 28 条により公開情報の適正使用義務が課されていること等に鑑みれば、上述した公益性は実施機関の説明する可能性に優に勝るといふべきである。

よって、条例第 5 条第 6 号に該当しない。

(ケ) 特定事件の被害者の負傷状況（別紙 4 のもの並びに別紙 5 及び別紙 6 のもの）

公開された文書の記載からすると、特定の個人を識別することは不可能であるから、条例第 5 条第 1 号本文には該当せず、そうでなかったとしても、特定事件の重大性に鑑みれば、同号ただし書のすべてに該当する。

標記の情報は、上述のと通りの公益性、歴史的な重大性等に鑑みれば、特定事件の犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるか否かを問わず、これを公開する必要性が高いといふべきである。確かに、主権者による検証のために必要な情報は、刑事裁判の審理及び判断のために必要なものと重複するものもあるが、刑事裁判を引き合いにして社会的な関心が高い特定事件の根幹に関わる事柄について非公開とすることは、条例の趣旨目的に鑑みて許されない。

また、標記の情報が、特定事件の犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるとしても、これを公開することと特定事件の刑事裁判に影響を与える可能性との間に因果関係はないし、その影響が不当なものともいえないから、公判の適正が確保されなくなるとはいえない。

よって、条例第 5 条第 6 号に該当しない。

(コ) 施設の安全対応状況

施設の安全対応状況は、当該施設を運営する特定法人の正当な利益を害するおそれがあると主張しているが、それは、条例第 5 条第 4 号には該当しない。

そして、防犯対策上脆弱な点があれば、それは早急に改善すべきであり、非公開事由にはならない。むしろ、情報公開制度は、そのような怠慢を是正

し、住民が不利益を受けることをなくすために存在するのである。不適切な点が具体的に把握できなければ、具体的な是正策を出すことができなくなり、利用者の権利擁護活動に支障を来たすことは避けられない。

住民の生活の場ともなっている県有施設であれば、当然に一定以上の防犯体制が確保されているものである。防犯に関する情報だからと非公開にするのは、あまりに乱暴であり、その防犯体制を住民とともに向上させるべき積極的な情報公開が望まれるものである。

主権者には、施設の利用者の安全確保が適切に行われているかを知り、もって行政を的確に監視して不適正な行政の是正を求めていく権利がある。その権利の行使に資することこそが条例第1条の規定又は精神に適合するものである。

そもそも、標記の情報を公開することで特定事件の模倣犯を出すこととなる可能性があるとの主張は、著しく具体性を欠くものであって、その程度の可能性を根拠に非公開とされれば、およそすべての情報が行政の恣意的な裁量で非公開とされかねない。

したがって、特定事件の重大性や期間の経過に鑑みても、条例第5条第6号には該当しない。

ト S-1文書からS-7文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

前記タのとおりである。

(イ) 特定事件の遺族の個別訪問（弔問）の内容及び行程（案）

報道が過熱していたことをもって条例第5条第1号に該当するとはいえ、むしろ、社会的な意義が大きい特定事件についての情報公開は積極的に行うべきである。

本件では、大幅に諾否の決定期限を延長したことも考慮すると、かつての報道の過熱が仮にあったとしても、本件処分時点では存在しないから、これを非公開の理由とすることは不相当である。

遺族の意向については条例第12条の規定に基づく諸手続をとった上で判断すれば十分であり、本件処分においてはその手続が取られておらず、遺

族から公開に反対する意見書は提出されていないこと、遺族には積極的にマスメディア等で特定事件に関する情報を公表して活動している者もいることに鑑みると、一律に条例第5条第1号に該当するとしたことは違法である。

適切な日程で遺族への弔問が予定されていたか、また、実際に弔問が行われたか否は、行政による障害者差別が厳然と存在していることに鑑みても、これを監視することは重要であり、これらの情報を非公開とすることが社会正義や情報公開の趣旨、目的及び効果に照らして違法であることは明らかである。したがって、条例第5条第1号には該当しない。

また、マスコミ等において積極的に取材を受けている遺族がいることも相当報道されていることから、遺族の心情を害することや、それにより遺族と県との信頼関係が損なわれると一律に断じることができないから、条例第5条第4号に該当しない。一部の遺族から、非公開とするように要望が出ているのであれば、当該部分のみを非公開とすべきである。

ナ U-1文書からU-9文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

前記タと同様である。

(イ) 特定施設利用者の移行先施設名、移行先施設の住所、納品場所施設名及び移行先施設を特定し得る情報

前記セと同様である。また、工事名で施設が特定されるおそれはない。

一者随意契約の理由、業者の選定理由は、契約の締結等が財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきものである。これらが非公開とされると、オンブズ活動に著しい支障を来たすことが避けられず、県の民主主義は後退を免れないから、条例第5条第1号及び同条第2号のいずれにも該当しないか、たとえ該当したとしても、県民の財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報として、条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書に該当する。

また、請求書記載の品名欄には、通常、一般的な品名や誰でも購入し得る商品名等が記載されているものであり、利用者の移行先施設名やそれを特定

し得る情報が記載されているとは考えにくく、論理の飛躍があるといわざるを得ない。

(ウ) 個人の氏名、個人の印影及び個人の携帯電話番号

他自治体においては、電話番号のうち最初の3桁を公開している。これは、正当な権利利益を害するおそれがない範囲で、かつ、電話番号が固定電話のものか、携帯電話のものかという有意の情報を公開したものである。

携帯電話番号のうち、最初の3桁は条例第5条第1号に該当せず、条例第6条各項の規定により部分公開すべきである。

特定施設の職員の氏名については、前記シと同様である。

ニ V-6 文書のうち、職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）及びパスワード

まず、職員個人のメールアドレスについては、前記タと同様である。

また、パスワードについては、当該電子メールの流出を前提としている以上、公開することによって委員個人の権利利益が害されるのではなく、当該電子メールの流出により委員個人の権利利益が害されるというべきである。そして、県がアスベスト除去前の施設や耐震診断Dランクの体育館を特定施設の利用者に利用させていたこと等も考慮すると、パスワードに差別的な意味合いの言葉を利用していたことが露見することを回避するために非公開としたとも考えられる。そのような場合には、公開情報として取り扱うべきである。

よって、条例第5条第1号には該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書エに該当する。

ヌ V-7 文書のうち、職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

前記タと同様である。

ネ W文書のうち、発信者の個人の氏名及び職員個人の携帯電話番号（慣行として公になっているものを除く。）

職員個人の携帯電話番号については、前記ナ(ウ)と同様である。

ノ Y文書

標記の文書については、外部に会議を非公開としたことをもって、情報公開

請求に対して当然に非公開とすることが認められるわけではない。一律に全部を非公開とせず、条例第6条各項の規定により非公開情報を除いて公開すべきである。

県がアスベスト除去前の施設や耐震診断Dランクの体育館を特定施設の利用者に利用させていたこと等も考慮すると、自由かつ率直な意見とされるものの中には、被害者や障害者を蔑視し、差別的な意見の応酬があったことが露見することを回避するために非公開としたとも考えられる。信頼関係の維持のために差別を隠蔽することは許されない。差別的な業務は廃止することこそ、県の業務の適正な運用になるのである。

また、裁判例（浦和地方裁判所昭和58年（行ウ）第18号、同59年6月11日判決）に鑑みれば、非公開の会議に係る情報は、そのことのみをもって、議事録であれ配布資料であれ、当然に一律に非公開とすべきではなく、個別具体的に個々の記載情報を非公開事由に該当するか否かにつき審理を尽くすべきであって、その結果、一部に不開示とすべきものがあればその余の情報については部分開示を実施すべきであり、最大限の公開を実施しなければならない。

また、実施機関の表明するような委員や関係出席者に及ぼす影響に関して、関係出席者への影響については具体的に述べられておらず、抽象的に過ぎる。さらに、委員への影響については、当該情報が公開されたら他の委員会に参加しないとする意思表示があったとする証明はなく、たとえそのような意思が表明されていたとしても、配布資料を公開した場合に委員にならないと表明するような人物は、情報公開制度のみならず、それが担保する民主主義及び地方自治を理解していないのであって、およそ委員の資格はないというべきである。

そうすると、標記の文書を公開することにより、今後の保健福祉関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすどころか、むしろ、今後の当該業務の適正な遂行に資することになるから、条例第5条第4号には該当しない。

(3) 条例第7条該当性について

非公開情報はいずれも条例第7条に該当する。

特定事件の重要性に鑑みて、条例第5条各号の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的公開規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、本件

で発動しないのであれば、いかなる場合にも同規定が発動されず、空文化されることになる。

(4) その他の主張

ア 開示文書の全てをCD-Rの媒体で開示することを求める。そして、その際には、スキャンした紙面一枚につき10円とCD-Rの料金を合計した金額ではなく、CD-Rの料金のみを開示実施手数料と算出することを求める。本件の公開実施手数料の算出方法は、県が条例第15条の解釈を誤り、条例第1条等に違反している。

イ 乱雑に写しが作成されたことにより内容の判別ができないため、再交付すべきである。

ウ 原処分理由付記には不備がある。弁明書等で非公開理由を追加することは神奈川県行政手続条例にも違反するものであり、認められない。

エ 起案文書中、情報公開の扱いとして公開することを明記しているにも関わらず、その一部を非公開とすることは信義則違反であり、決裁後の事情により恣意的に非公開とすることは到底認められない。

4 実施機関（担当：保健福祉局福祉部障害福祉課（現・福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課））の説明要旨

(1) 行政文書の特定について

ア 行政文書の探索について

障害福祉課は、所掌事務として、指定管理施設である特定施設の施設管理を行っており、特定事件に係る業務を所管している。

諾否決定期間の延長後、行政文書の再探索を行い、これにより特定したのが本件行政文書であり、これら以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

イ 解釈上の行政文書不存在について

各担当者が備忘のためや書類作成のために個人的に作成した文書は、職員個人が報告書を作成するに当たり、関係機関との打合せ内容を記録したメモや文書作成に当たり収集した参考資料である。

当該文書は、職員個人が作成又は取得した文書であって、職員個人の検討段階に留まるものであるため、公的に支配され、組織的に利用可能な状態に置かれているとはいえないから、条例第3条第1項に規定する行政文書に該当しない。

(2) 非公開とした理由について

ア A-5文書のうち、特定施設利用者の移行先施設名

標記の情報は、特定事件後、体育館等で生活されていた特定施設の利用者の移行先施設の具体的な名称である。

当該情報は、特定の個人を識別できる情報ではないが、特定施設の利用者やその家族の生活に関わる情報であって、移行先が公開されることにより報道陣が押しかけ、利用者の生活が脅かされるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、当該情報には特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報は記載されていないものの、特定事件は、全国的に報道されていることから、特定施設の利用者の移動先の施設名称及び所在地が公開されることで、移動先の施設等に関する取材や問合せに対応する業務が増加し、入所者に対する支援に支障が生じることから、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ B文書のうち、特定事件の被害者の年齢、死亡確認時間及び死因

標記の情報には氏名が含まれていないため、特定の個人を識別することはできないが、その内容は、特定事件の死亡者の年齢、死亡時刻及び死因の情報が記載されており、個人の人格に密接に関連するものであることから、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ C-1文書のうち、被疑者の写真、被疑者に関する記載内容及び法人の発令事項並びにC-2文書の被疑者に関する記載内容

標記の情報は、特定法人の職員に関わる詳細な情報が記載されたものであるから、秘匿性が高く、個人に関する情報であることは明らかであるため、条例

第5条第1号に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しない。

エ D文書のうち、個人の氏名、年齢、障害支援区分及び支給決定市町村（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報のうち、個人の氏名は特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、年齢、障害支援区分、支給決定市町村は、前記イに掲げる情報と同質の情報であることから、同様に条例第5条第1号に該当する。

オ E文書の内容

標記の情報のうち、特定施設利用者の氏名や写真は、個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、標記の情報には、当該利用者の性別、生年月日、入所年月日、現住所、支給決定機関、入所前の状況、障害の状況、家族や後見人の氏名や連絡先等、利用者に関わる詳細な情報が記載されており、当該情報の性質からすると、前記ウと同様に秘匿性が高く、個人に関する情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

カ F文書のうち、個人の氏名及び負傷者の年齢

標記の情報のうち、個人の氏名は特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、負傷者の年齢は、前記イに掲げる情報と同質の情報であることから、同様に条例第5条第1号に該当する。

キ G文書のうち、個人の氏名及び特定施設職員の負傷内容

標記の情報のうち、個人の氏名は医師及びNHK記者のものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号

本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、特定施設職員の負傷内容については、氏名が含まれていないため、特定の個人を識別することはできないが、その内容は、特定事件に関わった個人の心身の状況等に関するものであって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ク H-1文書のうち個人の氏名並びにH-6文書のうち個人の氏名及び個人の電話番号

標記の情報は、一般に公開されているものではなく、問合せ先として、当該団体が必要に応じ、必要な相手方のみ公開している団体職員の氏名及び電話番号である。当該情報は特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ケ J-1文書のうち、派遣職員個人の携帯電話番号（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、一般に公開されているものではなく、必要時の連絡手段として、必要な相手方にのみ公開している職員個人の携帯電話番号である。当該情報を公開することにより、迷惑電話等により、私生活に影響を与えるものであるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、標記の情報を公開することにより、迷惑電話等により、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

コ J-2文書及びJ-3文書のうち、個人の氏名及び特定施設利用者の移行先施設名

標記の情報のうち、利用者の個人の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであ

る。

また、特定施設利用者の移行先施設名は、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、同様に条例第5条第1号及び第4号に該当する。

サ K-1文書からK-9文書までのうち、特定事件当日の夜勤者及び警備員からの聴き取り内容のすべて

標記の情報は、特定事件に遭った職員の精神面の状態や当日の対応状況であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、他人に知られたくないような情報が公にされ、個人としても思い出したくないような当時の記憶を呼び起こす可能性があり、個人の利益を害するおそれがあるから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、項目名であっても公開することで、聴き取りを受けた職員と所属する特定法人の信頼関係を害し、業務上の情報共有にも悪影響のおそれがあり、今後の事業の適正な遂行にも支障を及ぼすことから、条例第5条第4号柱書に該当する。

シ K-10文書のうち、職員個人の印影（慣行として公になっているものを除く）、個人の氏名、活動内容、申し送り・連絡事項及び利用者特記事項の内容

標記の情報には、個人の印影や個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

また、施設利用者の生活の様子が記載されており、当該情報は、利用者個人の人格と密接に関連するものであり、かかる情報を公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例第5条第1号本文に該当し、その内容に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ス L-1文書のうち、質問者の氏名及び利用者の心身の状況

標記の情報には、個人の氏名、施設利用者の続柄及び心身の状況の記載があり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

セ M-1文書からM-9文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 移行先施設名、移行先施設を特定し得る情報、情報提供先施設名、照会元施設名、該当障害者支援施設名、送付先施設名、緊急的個別移行先施設、集団的移行候補先施設及び受け入れ先施設名

標記の情報のうち、特定施設利用者の移行先施設名及び移行先施設を特定し得る情報については、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様に、条例第5条第1号及び第4号柱書に該当する。

また、その余の情報についても、公開することにより、特定施設利用者の移行先施設を容易に推測できることから、前記アと同様に、第5条第1号及び第4号柱書に該当する。

(イ) M-8文書の表中、「課題等」欄の記載内容

標記の情報は、特定事件直後、体育館等で生活していた特定施設利用者の集団的移行候補先施設に関する課題等である。

当該情報は、集団的移行候補先施設の検討に当たり、当該利用者が利用するに当たっての各施設の課題や利用可能期間、施設の特性、今後の整備方針が記載されており、他の情報と照合することにより、集団的移行候補先施設を容易に推測できることから、条例第5条第4号に該当する。

(ウ) M-9文書のうち、個人の氏名

標記の情報は、利用者の個人の氏名の記載があり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

ソ N-1文書からN-25文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 特定施設利用者の移行先施設名及び移行先施設を特定し得る情報

標記の情報は、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様に、条例第5条第1号及び第2号に該当する。

(イ) N-23文書のうち個人の氏名（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、打合せに参加した担当者の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

タ O-2文書のうち職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているも

のを除く。)

標記の情報は、一般に公開されているものではなく、必要な相手方にのみに公開している業務用のメールアドレスであるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、標記の情報は、実施機関の職員個人に割り当てられたメールアドレスであり、当該メールアドレスについて、これを一般に公開しているものではない。これらのメールアドレスを公開することにより、悪意ある第三者からのウイルス入りメールを送り付けられること等により、庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。よって、条例第5条第4号に該当する。

チ O-3文書のうち個人の氏名（慣行として公になっているものを除く。)

標記の情報には、法人の職員の氏名の記載があり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ツ P-1文書からP-12文書までのうち、問合せ要旨、問合せ内容、個人の氏名、連絡先メールアドレス、問合せ内容の転送の可否及び県の回答内容

標記の情報は、電子メール等により、提案者が投稿するフォームメールであり、その内容は特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その性質に鑑みれば、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

また、フォームメールに投稿した内容がそのまま公開されることは、提案者が予想するところではない。したがって、仮に氏名等に限らず提案内容等が公開されることになると、情報の秘匿性を前提とした制度運用に対する県民の信頼を失い、多くの県民が同制度を通じた意見発信をためらう結果を招来することは明らかである。また、提案者に対する回答についても、公開すると提案の内容がわかることになるため、同様である。

よって、当該情報が公開されることにより、開かれた県政の推進を目的とす

る当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

テ P-13 文書から P-16 文書までのうち、問合せ要旨、手紙の内容、個人の氏名、住所、県の回答内容及び県民からの意見等整理票

標記の情報は、前記ツに掲げる情報と同質の情報であることから、前記ツ同様に、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

ト Q文書のうち、個人の氏名、個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）及び個人の写真

標記の情報のうち、個人の氏名及び個人の写真は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、個人のメールアドレスは、上記タに掲げる情報と同質の情報であることから、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

ナ R-1 文書から R-12 文書までのうち、原処分一部公開とされた文書における次に掲げる情報

(ア) 医師名及び病院関係者氏名並びに特定事件の被害者の氏名及び所属ホーム名並びに特定法人の職員氏名及び携帯電話番号の連絡先並びに警部補以下の警察官の氏名

標記の情報は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、同文書は、一部非公開としたうえで県議会厚生常任委員会報告資料として、県政情報センターで閲覧及び貸出が可能な状態であり、当該情報は一般人が知り得る状態に置かれているものと解され、慣行として公になっていることから公開することとし、その他の個人の氏名については、条例第5条第1号本文及び同号ただし書の該当性から判断し、非公開とした。

(イ) 特定施設利用者の移行先施設名

標記の情報は、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア

と同様に、条例第5条第1号及び第4号柱書に該当する。

(ウ) 病院名（新聞報道等において一般に公開されていないもの。）

標記の情報は、負傷した特定施設の利用者の転院先となった病院名であり、新聞報道等において公にされていない情報である。また、標記の情報は、特定の個人を識別することはできないが、特定施設の利用者やその家族の生活に関わる情報であって、転院先の病院名が公開されることにより報道陣が押しかけ、利用者の生活が脅かされる等、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容および性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

(エ) 特定事件に関する被疑者及び被疑者周辺関係者に対する警察の対応及び措置状況

標記の情報を公開することにより、警察が特定事件に関する捜査において着目している観点や判断が明らかになるため、今後、他の事件が発生した場合に、被疑者等に対抗措置を講じられて今後の捜査に支障を来すなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

報告書は特定法人が作成したものであるところ、特定法人が把握した特定事件に関する状況が、必ずしも警察が把握している情報と一致していない部分が存在する。特定事件は社会的反響の大きい事件であることから、特定事件の関係者である特定法人が、警察と一致していない情報を公開することで、特定事件に関する誤った情報が広まるおそれがある。これにより、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(オ) 事件の通報状況

事件を通報する者は、事件の端緒に関する情報の提供者であり、提供された情報そのものが事件の立証に必要な不可欠な場合が多く認められるところ、標記の情報を公開すると、被疑者や事件関係者等が、通報に関係する者に対し、虚偽事実の供述を迫ったり、また、直接、間接的に危害を加えることによって、供述の妨害を図ったりするなど、違法行為を行うおそれがある。

したがって、特定事件の通報状況に係る情報については、公にすることにより、犯罪の予防、又は捜査、公訴の維持、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

また、前記(エ)の後段と同様の理由によっても、条例第5条第6号に該当する。

(カ) 特定事件に係る経過のうち、対応に関する時刻や関係者が対応した事実に関する情報

標記の情報については、前記(エ)の後段と同様の理由により、条例第5条第6号に該当する。

(キ) 特定事件発生時の施設に勤務する職員の配置状況及び対応状況

標記の情報は、職員がどの場所で特定事件を目撃したのか、その際の状況や、どのように対応したのかに関する情報であるところ、これらは公訴の維持を図る上で特に重要な情報であり、公開すべき性質の情報ではない。

当該情報の公開は、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(ク) 捜査員の捜査状況

標記の情報は、特定事件における詳細な時系列ごとの警察の捜査状況が記載されており、これらの情報は、警察がどのような捜査方針の下、いかなる手法で捜査を進めたのか等の具体的な経緯が時系列に沿って記載されている。一般的に警察の捜査は、これと同様の捜査方針により行われることが多いことから、当該情報を公開することにより、警察の捜査に関する手法や進捗状況が明らかとなること、犯罪を企てる者がこうした捜査に関する情報を知ること、罪を犯すことが容易になる可能性、又は証拠隠滅等を図ることが可能となる等、将来の犯罪捜査に多大な支障を及ぼす可能性がある。

よって、当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防、又は捜査、公訴の維持、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(ケ) 特定事件の被害者の負傷状況（別紙4のもの並びに別紙5及び6のもの）

標記の情報のうち、別紙4のものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、別紙5及び6のものは、具体的な氏名は記載されていないが、イニシャルが記載されており、特定の個人を識別することはできないが、その内容は、特定事件に関わった個人の心身の状況等に関するものであって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、標記の情報は、いずれも特定事件の犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(ウ) 施設の安全対応状況

標記の情報は、特定施設を所管する特定法人の各指定管理施設における具体的な防犯体制が記載されている。

当該情報を公開することにより、当該施設の具体的防犯体制や今後導入を予定している防犯対策が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全の確保に困難を来たし、当該施設における福祉サービスの提供にも支障を生じさせるおそれがあると認められる。これらの情報を公開することで、当該施設を運営する法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これらの情報を公開することで、当該施設における安全の確保に困難を来し、社会的反響のあった特定事件の模倣犯が出る可能性もあるから、当該情報を公開することで、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

二 S-1文書からS-7文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、上記タに掲げる情報と同質の情報であることから、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

(イ) 特定事件の遺族の個別訪問（弔問）の内容及び行程（案）

標記の情報は、特定事件の遺族に対する個別訪問の概要や行程が記載されており、特定の個人を識別できる情報ではないが、本件請求時においても、全国的な報道が行われ、特定事件に関する報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、遺族訪問に関する情報を公開することは、遺族の心情を害するおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号に該当する。

また、遺族との調整に関する情報を公開することで、たとえ、その調整が完了したとしても、遺族の心情を害し、遺族との信頼関係が損なわれる。これは、追悼式をはじめとした遺族と関係する業務の適正な遂行に支障を及ぼすから、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 個人の氏名（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、一般に公開されていない従業員個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

ヌ U-1文書からU-9文書までのうち、次に掲げる情報

(ア) 職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、上記タに掲げる情報と同質の情報であることから、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

(イ) 特定施設利用者の移行先施設名、移行先施設の住所、納品場所施設名及び移行先施設を特定し得る情報

標記の情報のうち、特定施設利用者の移行先施設名、移行先施設の住所及び移行先施設を特定し得る情報については、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様に、条例第5条第1号及び第2号に該当す

る。

また、納品場所施設名についても、公開することにより、特定施設利用者の移行先施設を容易に推測できることから、前記アと同様に、第5条第1号及び第2号に該当する。

(ウ) 個人の氏名、個人の印影及び個人の携帯電話番号

標記の情報は、一般に公開されていない従業員個人の氏名、印影及び携帯電話番号が記載されており、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ネ V-6 文書のうち、職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）及びパスワード

標記の情報のうち、職員個人のメールアドレスは、上記タに掲げる情報と同質の情報であることから、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

また、パスワードは、特定事件検証委員会の委員謝礼の支払いに必要なマイナンバーを電子メールで送付する際、同委員に対し、付与するパスワードを指定したものである。これを公開すると、当該電子メールの内容が外部に流出し、電子メールの閲覧ができるような状態になった場合、同委員のマイナンバーが公開されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ノ V-7 文書のうち、団体事務担当者の個人の氏名及び個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、一般に公開されているものではなく、当該団体が必要に応じ、必要な相手方にのみ公開している情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ハ W-1 文書のうち、特定事件検証委員会の委員の住所、生年月日、電話番号及び口座情報

標記の情報のうち、同委員の住所は一般に公開されているものではなく、公

開することで、当該情報が悪用される等、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、同委員の口座情報は、知らせるべき相手を限定している情報であり、公開することで、当該情報を悪用される等、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

さらに、同委員の生年月日及び電話番号は、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、標記非公開情報が同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ヒ W-2文書のうち、職員個人のメールアドレス（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報は、上記タに掲げる情報と同質の情報であることから、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

フ W-3文書のうち、発信者の個人の氏名及び職員個人の携帯電話番号（慣行として公になっているものを除く。）

標記の情報のうち、発信者の個人の氏名は、担当者の個人の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当するし、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、職員個人の携帯電話番号は、上記ケに掲げる情報と同質の情報であることから、前記ケ同様に、条例第5条第1号及び第4号に該当する。

ヘ Y文書

標記の文書は、第1回特定事件検証委員会の開催に当たり非公開とした資料である。同委員会は、特定事件について、事実関係を把握したうえで、県や指定管理者である特定法人が行った対応について専門的な見地から調査し、今後の再発防止策を検討するため設置された。

検証に当たっては、被疑者の個人情報及び特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を扱うことから、報道機関等に公開

した冒頭部分を除いては、同委員会是非公開とした。

非公開が前提となっているため、同委員会においては、一般に公開されていない情報についてのやり取りが行われ、同委員会委員及び関係出席者との間で、自由かつ率直な意見交換が行われた。

当該非公開資料についても、当日配布、当日回収という情報管理の徹底を図っていたところであり、非公開としていた資料を公開することは、非公開を前提として参加していた委員及び関係出席者との信頼関係が損なわれるおそれがある。

加えて、同委員会で非公開としていたにも関わらず、その後に公開とする「前例」を作ると、今後実施される委員会等の委員との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあり、これにより、同委員会以外の県の他の委員会に参加しなくなるおそれがある。同委員は各分野の第一人者であり、県の障害福祉、サービス事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらの理由により、今後の保健福祉関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

審査請求人は、本件非公開情報が条例第7条に該当する旨主張するが、本件非公開情報の内容に鑑みれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命、身体等の保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公益的な利益を保護することに繋がると認めることは困難であるといわざるを得ない。よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、裁量的公開をしなかったことは適当である。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は事実ではない。また、仮に事実であったとしても、かかる審査請求人の主張により、本件処分 of 適法性や正当性が左右されることもない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場

合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきことであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定について

ア まず、審査請求人は、実施機関による文書の探索が不十分である旨主張している。しかし、実施機関は、本件請求について諾否決定期間の延長後において文書の再探索をした上で、別表1に掲げる文書を特定したとしており、当該文書以外に本件請求の対象となる行政文書を管理していないとする実施機関の説明も、特段不自然・不合理なものとはいえず、これを覆す事情も認められない以上、審査請求人の主張は採用できない。

イ 次に、審査請求人は、①実施機関がその保有する文書の一部を条例の適用除外と判断したことは違法である旨、②実施機関には審査請求を受けた後に文書を再探索すべき慣例法上の作為義務があるにもかかわらず、これを行っていないことから再度の探索を行うべき旨、③文書の探索範囲を特定事件発生日以降の文書に限定したことは審査請求人の情報公開請求権又は知る権利を著しく侵害したものである旨、主張しているが、①及び③の主張についてはその根拠が明らかでなく、②についても審査請求人独自の主張といわざるを得ず、採用できない。

ウ さらに、審査請求人は、各担当者が備忘又は書類作成のために個人的に作成したとして実施機関がその行政文書性を否定した文書について、行政文書該当性を争い、仮に行政文書に該当するものがあれば、特定のうえ公開すべきと主張している。

そこで検討すると、条例は行政文書公開請求の対象となる行政文書について、「実施機関において管理しているもの」（条例第3条第1項）と規定しているところ、「実施機関において管理しているもの」に該当するか否かは、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用状況及び当該文書の保存又は廃棄の状況な

などを総合的に考慮して、実施機関によって公的に支配され、職員の組織的な利用が可能な状態にあったか否かにより判断すべきものである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

この点、当審査会にて確認したところ、実施機関が行政文書性を否定した文書の一部は、特定事件関連の新聞記事のデータであり、事務担当課の共有サーバー上の特定事件関連の専用フォルダに保管され、事務担当課の職員であればアクセスできる状態にあった。また、その余の文書についても、やはり事務担当課の共有サーバー上の特定事件関連の専用フォルダに保管され、事務担当課の職員であればアクセスできる状態にあり、その記載内容も公開された行政文書に関連すると認められるものであった。

以上のような文書の保存状況及び利用状況に鑑みれば、当該文書は、実施機関によって公的に支配され、職員の組織的な利用が可能な状態にあったと認めざるを得ないことから、条例第3条第1項の「実施機関において管理しているもの」に該当するものとして、実施機関は、当該文書を本件請求の対象となる行政文書と特定したうえで、改めて諾否決定をすべきである。

エ 以上のほか、審査請求人は、行政文書の特定に当たっての情報公開広聴課職員及び実施機関職員の対応の違法性・不当性を主張しているが、その真偽は不明であり、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(2) 本件非公開情報の非公開事由該当性について

ア A-5文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件の発生後に特定施設利用者が移動した先の施設の名称（以下「本件移行先施設名」という。）であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号及び第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、特定事件発生当時における報道の過熱状況を踏まえれば、本件移行先施設名が公開されることにより、移行先施設に対して取材や問合せが殺到する可能性があるとする実施機関の懸念は否定し難い。そして、移行先施設に対して取材や問合せが殺到すれば、その対応に忙殺され、当該施設の業

務の負担は増大し、入所者に対する支援に支障が生じることは容易に想定し得る。これらの事情に鑑みれば、本件移行先施設名を公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

以上のことから、条例第5条第1号該当性を判断するまでもなく、実施機関が当該情報を条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ B文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件における被害者の事件当時の年齢、死亡確認時間及び死因であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報には氏名等の情報が含まれていないため、特定の個人を識別することはできないものの、当該情報は個人の人格と密接に関連する情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものというべきであるから、当該情報は条例第5条第1号本文に該当する。そして、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ウ C-1文書及びC-2文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、C-1文書は、特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）に係る職員勤務記録台帳であることが認められる。また、C-2文書は、本件被疑者が特定法人に採用されるに当たり特定法人に提出したエントリーシートであることが認められる。以下、各行政文書について検討する。

(ア) C-1文書（職員勤務記録台帳）の非公開情報について

本行政文書の非公開情報は、本行政文書の様式名及び本件被疑者の氏名

を除く情報であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、職員勤務記録台帳の様式に記入すべきものとして予め定められている項目の名称（以下「様式項目名」とし、本件行政文書中の他の様式についても同様とする。）は、個人に関する情報とは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないため、公開すべきである。その余の情報について見ると、当該情報（記載の有無自体の情報を含む。）は、本件被疑者の勤務経歴等であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

次に、条例第5条第1号ただし書該当性について検討すると、別表2文書区分「C-1文書」の「公開すべき情報」欄の「(2)」に掲げる情報は、一般に公表されている情報であることが認められるため、同号ただし書イに該当するものとして公開すべきである。その余の情報については、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、標記情報のうち、別表2の文書区分「C-1文書」の「公開すべき情報」欄に掲げる(1)及び(2)の情報については公開すべきであるが、その余の情報については、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) C-2文書（エントリーシート）の非公開情報について

本行政文書の非公開情報は、本件被疑者が特定法人に採用されるに当たり、特定法人に申告した経歴等であることが認められる。

そこで検討すると、エントリーシートの様式項目名は、個人に関する情報とは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないため、公開すべきである。その余の情報について見ると、当該情報（記載の有無自体の情報を含む。）は、本件被疑者の経歴等に関するものであり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

次に、条例第5条第1号ただし書該当性について検討すると、当該情報が本件被疑者のものであることは本件処分でも明らかにされており、かつ、C-1文書において本件被疑者の氏名は公開されている以上、本行政文書に含まれている本件被疑者の氏名についても、条例第5条第1号ただし書イに該当するものとして、これを公開すべきである。その余の情報については、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、標記情報のうち、様式項目名及び「氏名」欄の記載については公開すべきであるが、その余の情報については、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

エ D文書及びE文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件によって死亡又は負傷した被害者（以下「本件被害者」という。）に係る情報であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、E文書（フェイスシート）の様式項目名は、個人に関する情報とは認められないから、条例第5条第1号本文に該当しない。その余のE文書の非公開情報及びD文書の非公開情報は、個人に関する情報であり、氏名とともに記載されていることに鑑みれば、特定の個人が識別される情報であることも明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、標記情報のうち様式項目名は公開すべきであるが、その余の情報については、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

オ F文書及びG文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定市消防

局職員、特定市立病院医師、特定大学病院医師及びNHK記者の氏名並びに本件被害者の年齢及び被害状況に関する記載であることが認められるので、個々の情報ごとに以下検討する。

(ア) 特定市消防局職員、特定市立病院医師、特定大学病院医師及びNHK記者の氏名

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、これらの氏名が個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

次に、条例第5条第1号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局にて確認したところ、特定市消防局職員の氏名については同市の職員録に掲載されていることから、公表慣行が認められ、条例第5条第1号ただし書イに該当する。また、特定市立病院医師の氏名については、同市の職員録には掲載されていないものの、同病院のホームページに掲載されていることから、やはり公表慣行が認められるものとして、条例第5条第1号ただし書イに該当する。一方、特定大学病院医師及びNHK記者の氏名については、公表慣行があるとは認められないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、標記情報のうち、特定市消防局職員及び特定市立病院医師の氏名は公開すべきであるが、特定大学病院医師及びNHK記者の氏名については、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 本件被害者の年齢及び被害状況に関する記載

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、本件被害者の年齢については個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、

条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

次に、被害状況に関する記載については、当該情報からは特定の個人を識別することはできないものの、個人の人格と密接に関連する情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、当該情報は条例第5条第1号本文に該当し、また、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ H-1文書及びH-6文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定団体からの県に対する申入書等に連絡先として記載された個人の氏名及び携帯電話番号であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、個人の氏名及び当該個人の携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。そして、当該氏名は、H-1文書及びH-6文書に記載された各団体の代表者のものとは異なる以上、公表慣行があるものとは認められず、条例第5条第1号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれかに該当する事情も認められない。

以上のことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

キ J-1文書の非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、いずれも携帯電話番号であることが認められる。

この点、当該情報について、実施機関は、条例第5条第1号本文及び第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は、当該携帯電話番号について、派遣された職

員の私物の携帯電話番号である旨説明するところ、当該文書の記載内容に鑑みれば、その説明に不自然、不合理な点はなく、当該情報は氏名とともに記載されている以上、特定の個人が識別される情報というべきであるから、条例第5条第1号本文に該当する。また、当該情報は公表慣行があるものとは認められないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれかに該当する事情も認められない。

以上のことから、条例第5条第4号該当性について判断するまでもなく、実施機関が当該情報を同条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ク J-2文書及びJ-3文書の非公開情報について

(ア) 特定施設の利用者の氏名（以下「特定施設利用者名」という。）

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、特定施設利用者名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエのいずれかに該当する事情も認められない。よって、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 本件移行先施設名及びその略称

標記情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、本件移行先施設名については、前記アのとおり、これを公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が条例第5条第4号を理由に非公開としたことは妥当である。また、本件移行先施設名の略称についても、当該略称から本件移行先施設名を推測し得ることは否定し難いことから、実施機関が条例第5条第4号を理由に非公開としたことは妥当である。

ケ K-1文書からK-9文書までの非公開情報について

当審査会において確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件の発生日当日に特定施設で勤務していた各職員からの、事件発生時における対応等を聴取した内容であることが認められる。

この点、当該情報について、実施機関は条例第5条第1号本文及び第4号を理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該聴取内容には、特定事件発生当日の各職員の対応のみならず、本件被疑者の犯行当時の具体的な様子や特定事件に遭遇した各職員の率直な心情が含まれていることが認められる。かかる聴取の内容を踏まえれば、当該聴き取り調査は、公にされないとの前提のもとで実施されたものと推察され、その内容を公開すれば、聴取を受けた職員とその所属する特定法人との信頼関係を害し、今後の業務上の情報共有にも悪影響を与え、県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯し得る。

ただし、別表2の「K-1文書」から「K-8文書」までの「公開すべき情報」欄に掲げる(1)及び(2)の情報は、これらを公開しても上記のような支障を及ぼすおそれがある情報とは認め難く、また、同欄に掲げる(3)の情報は、条例第5条第1号本文に該当する情報であるものの、公表慣行のある情報として、同号ただし書イに該当する情報と認められる。

以上のことから、標記情報のうち、別表2の「K-1文書」から「K-8文書」までの「公開すべき情報」欄に掲げる(1)から(3)に掲げる情報は公開すべきである。その余の情報については、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

コ K-10文書（ホーム日誌）の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定施設職員個人の印影、当該職員の氏名、特定施設利用者の活動内容、業務連絡の内容及び利用者特記事項であることが認められる。

この点、実施機関は、当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は、同号に該当する理由として、特定施設職員

個人の印影や当該職員の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、また、施設利用者の活動内容等には、施設利用者の生活の様子が記載されており、当該情報は、利用者個人の人格と密接に関連するものであり、かかる情報を公開した場合、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないことを挙げている。

当審査会が当該情報を確認したところ、実施機関の上記説明は否定し難いものと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

サ K-11 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定法人が実施した聴き取り調査の対象となった職員の氏名であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報が特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、また、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれかに該当する事情も認められないことから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

シ K-12 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定施設園長からの聴取内容であることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文及び第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は前記ケと同様の理由により、これを公開すれば、県と特定施設園長との信頼関係を損なうことで今後の業務上の情報共有に悪影響を与え、県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、実施機関が当該情報を条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたこ

とは妥当である。

ス L-1文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、家族説明会における質問者の氏名及び施設利用者の心身の状況であることが認められる。

この点、実施機関は、当該情報は特定の個人を識別できる情報であることが明らかであることから条例第5条第1号本文に該当し、その内容に鑑みれば、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないことは明らかである旨、説明している。当審査会としても、かかる実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

セ M-1文書からM-9文書までの非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、本件移行先施設名、本件移行先施設名を特定し得る情報及び特定施設利用者名である。

この点、実施機関は、本件移行先施設名及び本件移行先施設名を特定し得る情報については、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開とし、特定施設利用者名については、同条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、本件移行先施設名については、前記アのとおり、これを公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。また、本件移行先施設名を特定し得るとして実施機関が非公開とした情報について、当審査会でその内容を確認したところ、当該情報は本件移行先施設名の略称、組織形態、所管所属及び各施設の課題等であり、これらの情報から本件移行先施設名を推測し得ることは否定し難いと認められることから、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。また、特定施設利用者名についても、前記ク(ア)で述べたのと同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ソ N-1 文書からN-25 文書までの非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、本件移行先施設名、本件移行先施設名を特定し得る情報及び本件移行先施設の職員名であることが認められる。

この点、実施機関は、本件移行先施設名及び本件移行先施設名を特定し得る情報については、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開とし、職員名については、同条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、本件移行先施設名については、前記アのとおり、これを公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

次に、本件移行先施設名を特定し得る情報については、当審査会でその内容を確認したところ、当該情報は本件移行先施設名の略称、概要、組織形態、所管所属名、施設の状況、移行先候補地及び各種図面であることが認められる。当該情報のうち、別表2の文書区分「N-7 文書」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報については、これを公開しても本件移行先施設名は特定し得ないと考えられることから公開すべきであるが、その余の情報については、本件移行先施設名を特定し得ると考えられることから、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

さらに、本件移行先施設の職員名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

タ O-1 文書からO-3 文書までの非公開情報

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、県職員個人に割り当てられている業務用のメールアドレス（以下「県職員メールアドレス」という。）及び特定法人の職員名であることが認められることから、以下、各情報の

非公開情報該当性を検討する。

(ア) 県職員メールアドレス

標記情報について、実施機関は、一般に公開されているものではなく、必要な相手方のみ公開している業務用のメールアドレスであり、これを公開すれば、悪意のある第三者からウイルスメールを送りつけられる等により、職務上甚大な支障が生じるおそれがあるとして、条例第5条第1号本文及び第4号を理由に非公開としている。

この点について審査請求人は、セキュリティソフト等の利用等により対策を講じることは可能であり、ウイルスメールの受信のおそれを理由に非公開とすることは認められない旨主張するが、セキュリティソフト等の利用等によってもウイルスメールを完全には排除できないことは周知の事実であり、また、本来業務とは無関係な営利目的等の迷惑メールが増加し、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは容易に想定できることである。

よって、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 法人職員名

標記情報について、実施機関は、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれかに該当する事情も認められないことから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

チ P-1 から P-12 までの文書及び P-16 文書の非公開情報について

(ア) フォームメール送信者の氏名及び連絡先メールアドレス

実施機関は標記情報について、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人

が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれかに該当する事情も認められないことから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) フォームメール送信者の国籍及び職業の名称

実施機関は、P-5文書の標記情報について、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報ではあるものの、当該国籍及び職業に該当する個人は多数人存在することは明白であり、特定の個人が識別され又は識別され得る情報とは認め難い。また、特定の個人を特定することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められない。よって、条例第5条第1号本文には該当しないため、当該情報については公開すべきである。

(ウ) 問合せ要旨、問合せ内容及び実施機関の回答

標記情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としている。その具体的理由について、実施機関は、「フォームメールに投稿した内容がそのまま公開されることは、利用した方が予想するところではない。したがって、仮に氏名等に限らず提案内容等が公開されることになると、情報の秘匿性を前提とした制度運用に対する県民の信頼を失い、多くの県民が同制度を通じた意見発信をためらう結果を招来することは明らかである。また、提案者への回答についても、公開することは提案の内容がわかることになるため、同様である。よって、当該情報が公開されることにより、開かれた県政の推進を目的とする当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明している。

しかし、当該情報のうち、フォームメール受信時に共通して表示される項目名、各フォームメールの整理番号 (ID)、各フォームメールの受信所属名、フォームメールの転送の可否及び実施機関回答文における冒頭の表記については、県民の提案内容に直接関わらない記載であり、これらの情報を公開しても、実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは

認め難いことから、これらの情報については公開すべきである。また、「【問い合わせ要旨】」については、公開されているものと非公開とされているものがあるが、非公開とされている記載についても、これを公開しても実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難いことから、これらの情報については公開すべきである。また、フォームメールの転送時に特定の県機関の所属から実施機関に送信されたメールに記載された、県職員の氏名及び所属についても、これらの情報を公開しても、実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難く、また、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当する情報であるものの、同号ただし書イに該当する公表慣行のある情報と認められることから、公開すべきである。その余の情報については、実施機関の説明は否定し難いものと認められることから、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ツ P-13 文書の非公開情報について

(ア) 「知事あての手紙」提出者の氏名及び住所

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 提出意見の内容（問合せ要旨及び全文）及び実施機関の回答

標記情報について、実施機関は、当該情報が前記チ(ウ)と同質の情報であることを理由に条例第5条第4号に該当すると説明するところ、かかる説明は当審査会としても否定し難いことから、実施機関が同号該当を理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 「県民からの意見等整理票」の非公開情報

標記票の各欄に記載されている情報について、実施機関は条例第5条第

1号本文又は第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報のうち、「意見等提出者の氏名」及び「意見等提出者の住所」の欄の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

次に、「意見等の件名」及び「意見等の概要」の欄の情報については、当該情報が前記チ(ウ)と同質の情報であることを理由に条例第5条第4号に該当するとの実施機関の説明は否定し難いことから、同号該当を理由に非公開としたことは妥当である。

その余の非公開情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としているが、当該情報については、これを公開しても実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難いことから、同号には該当せず、実施機関はこれを公開すべきである。

テ P-14 文書の非公開情報について

(ア) 「県民の方からのお手紙」提出者の氏名及び住所

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 提出意見の内容（問合せ要旨及び全文）及び実施機関の回答

標記情報について、実施機関は、当該情報が前記チ(ウ)と同質の情報であることを理由に条例第5条第4号に該当すると説明するところ、かかる説明は当審査会としても否定し難いことから、実施機関が同号該当を理由に非公開としたことは妥当である。ただし、実施機関の回答文における冒頭

の表記については、これを公開しても実施機関が説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難いことから、条例第5条第4号には該当せず、実施機関はこれを公開すべきである。

ト P-15 文書の非公開情報について

(ア) 「県民からの意見等整理票」の非公開情報

標記票の各欄に記載されている情報について、実施機関は条例第5条第1号本文又は第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報のうち、「意見等提出者の氏名」及び「意見等提出者の住所」の欄の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

次に、「意見等の件名」及び「意見等の概要」の欄の情報については、当該情報が前記チ(ウ)と同質の情報であることを理由に条例第5条第4号に該当するとの実施機関の説明は否定し難いことから、同号該当を理由に非公開としたことは妥当である。

その余の非公開情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としているが、当該情報については、これを公開しても実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難いことから、同号には該当せず、実施機関はこれを公開すべきである。

(イ) 県民からの意見内容（全文）

標記情報について、実施機関は、当該情報が前記チ(ウ)と同質の情報であることを理由に条例第5条第4号に該当すると説明するところ、かかる説明は当審査会としても否定し難いことから、実施機関が同号該当を理由に非公開としたことは妥当である。

ナ Q文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、県職員メールアドレス、特定施設に所属する職員の氏名及び当該職員の業務用メールアドレス

スであることが認められる。

この点、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文又は第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、県職員メールアドレスについては、前記タ(ア)のとおり、これを公開することで、本来業務とは無関係な営利目的等の迷惑メールが増加し、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは容易に想定できることから、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

次に、特定施設に所属する職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれかに該当する事情も認められないことから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

さらに、特定施設に所属する職員の業務用メールアドレスについても、県職員メールアドレスを非公開とすることと同様の理由により、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ニ R-2 文書の非公開情報について

(ア) 特定事件に関する本件被疑者及びその周辺関係者に対する警察の対応・措置状況

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、①当該部分を公にすることにより、警察の対応・措置状況の一端が判明することとなり、警察が特定事件に関する捜査において着目している観点や判断が明らかになるため、今後、他の同様の事件が発生した場合に、被疑者等に対抗措置を講じられて今後の捜査に支障を来し、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、②報告書を作成した特定法人は捜査機関ではないため、当該情報には捜査機関が把握している情

報と一致しない部分があり、こうした情報を公開することで、当該情報が真実であるかのように独り歩きし、特定事件に関する誤った情報が広まってしまうおそれがあり、特定事件の刑事裁判に影響を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で確認したところ、別表3（R-2文書の非公開情報のうち公開すべき情報）の（ア）欄に掲げる情報については、これを公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しないため、実施機関は当該情報を公開すべきである。その余の情報については、公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し得ないことから、条例第5条第6号に該当することを理由に当該情報を非公開としたことは妥当である。

（イ） 事件の通報状況

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、報告書を作成した特定法人は捜査機関ではないため、当該情報には捜査機関が把握している情報と一致しない部分があり、こうした情報を公開することで、当該情報が真実であるかのように独り歩きし、特定事件に関する誤った情報が広まるおそれがあり、特定事件の刑事裁判に影響を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で当該情報を確認したところ、別表3（R-2文書の非公開情報のうち公開すべき情報）の（イ）欄に掲げる情報については、これを公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しないため、実施機関は当該情報を公開すべきである。その余の情報については、公開する

ことによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し得ないことから、条例第5条第6号に該当することを理由に当該情報を非公開としたことは妥当である。

- (ウ) 特定事件に係る経過のうち、対応に関する時刻や特定の関係者が対応した事実に関する情報

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、報告書を作成した特定法人は捜査機関ではないため、当該情報には捜査機関が把握している情報と一致しない部分があり、こうした情報を公開することで、当該情報が真実であるかのように独り歩きし、特定事件に関する誤った情報が広まるおそれがあり、特定事件の刑事裁判に影響を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で当該情報を確認したところ、別表3（R-2文書の非公開情報のうち公開すべき情報）の（ウ）欄に掲げる情報については、これを公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しないため、実施機関は当該情報を公開すべきである。その余の情報については、公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し得ないことから、条例第5条第6号に該当することを理由に当該情報を非公開としたことは妥当である。

- (エ) 医師名

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号た

だし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(オ) 本件移行先施設名

標記情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としている。そして、本件移行先施設名を公開することは、前記アのとおり、これを公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(カ) その他の非公開情報

実施機関は、本行政文書の非公開情報を上記(ア)～(オ)のとおり分類しているが、当審査会で確認したところ、別表5（改めて諾否決定すべき情報）の(ア)欄に掲げる情報については、実施機関が分類した情報のいずれにも該当しないものと認められ、実施機関が当該情報を非公開とした根拠規定及びその適用理由が明らかではないことから、実施機関は当該情報に係る原処分を一旦取り消したうえ、改めて諾否決定すべきである。

ヌ R-4文書及びR-5文書の非公開情報

当審査会で確認したところ、R-4文書の非公開情報は、特定施設の棟別平面図のうち、特定事件発生時における各職員の所在場所が示された部分であり、また、R-5文書の非公開情報は、特定事件発生時における各職員の対応状況及び本件被疑者の目撃情報であることが認められる。

この点、実施機関は、これらの情報を条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は、条例第5条第6号に該当する理由として、各職員による犯行状況の目撃情報は、公訴の維持を図る上で特に重要な情報であることから、当該情報を公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼすおそれがあり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることを挙げているところ、当審査会としても、当該情報は、公開することによって特

定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し難いことから、実施機関が当該情報を条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ネ R-6文書（経過報告書別紙4）の非公開情報

(ア) 事件の通報状況

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、標記報告書を作成した特定法人は捜査機関ではないため、当該情報には捜査機関が把握している情報と一致しない部分があり、こうした情報を公開することで、当該情報が真実であるかのように独り歩きし、特定事件に関する誤った情報が広まるおそれがあり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で確認したところ、標記情報の一部は、県議会厚生常任委員会報告資料（以下「常任報告資料」という。）として、県政情報センターで閲覧可能な状態であり、一般に公表されている情報と認められるため、これを公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しない。よって、実施機関は、別表4（R-6文書の非公開情報のうち常任報告資料として公表されている情報）の（ア）欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の情報については、公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し難いことから、実施機関が条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 特定事件に係る経過のうち対応に関する時刻や特定の関係者が対応した事実に関する情報

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由

に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、報告書を作成した特定法人は捜査機関ではないため、当該情報には捜査機関が把握している情報と一致しない部分があり、こうした情報を公開することで、当該情報が真実であるかのように独り歩きし、特定事件に関する誤った情報が広まるおそれがあり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で確認したところ、標記情報の一部は常任報告資料として県政情報センターで閲覧可能な状態であり、一般に公表されている情報と認められるため、これを公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しない。よって、実施機関は、別表4（R-6文書の非公開情報のうち常任報告資料として公表されている情報）の（イ）欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の情報については、公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し難いことから、実施機関が条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 医師名

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(エ) 本件移行先施設に関する情報

標記情報について、実施機関は条例第5条第4号に該当することを理由

に非公開としている。そして、当該情報を公開することは、前記アのとおり、これを公開することで、入所者に対する支援に支障が生じ、県の障害者支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(オ) 捜査員の捜査状況

標記情報について、実施機関は、条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、①標記情報には、特定事件における詳細な時系列ごとの警察の捜査状況が記載されており、これらの情報は、警察がどのような捜査方針の下、いかなる手法で捜査を進めたのか等の具体的な経緯が時系列に沿って記載されていること、②事件発生時からどの程度の時間の経過後にどのようなタイミングで警察が具体的対応を行ったのか等の情報が記載されていること、③これらの情報を公開することにより、一般的に警察の捜査は同様の捜査方針により行われることが多いことから、犯罪を企てる者がこうした捜査に関する情報を知ることで、将来の犯行を容易にするなど、将来の犯罪捜査に多大な支障を及ぼす可能性があることを挙げている。

しかし、当審査会で確認したところ、標記情報の一部は、常任報告資料として、県政情報センターで閲覧可能な状態であり、一般に公表されている情報と認められるため、これを公開したとしても将来の犯罪捜査に多大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しない。よって、実施機関は、別表4（R-6文書の非公開情報のうち常任報告資料として公表されている情報）の（ウ）欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の情報については、公開することによって将来の犯罪捜査に多大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し難いことから、実施機関が条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(カ) 特定事件被害者の氏名及びその所属ホーム名

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(キ) 特定法人職員名、携帯電話番号、病院関係者氏名及び警部補以下の氏名

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、特定法人職員名のうち、特定施設園長の氏名については、同法人のホームページ上において公表されている情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当することから、実施機関は当該情報を公開すべきである。その余の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ク) 特定事件被害者の転院先病院に関する情報

標記情報について、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号本文に該当する理由として、特定事件被害者の転院先病院名は、特定の個人を識別することはできないが、特定施設利用者やその家族の生活に関わる情報であり、当該情報が公開されれば、報道陣が押しかけ、利用者の生活が脅かされるなど、個人の権利利益を侵害するおそれがある旨、説明している。

しかし、当審査会で確認したところ、標記情報の一部は、常任報告資料として、県政情報センターで閲覧可能な状態であり、当該情報を公開しても

実施機関の説明するような支障が生じるおそれがあるとは認め難い。よって、実施機関は、別表4（R-6文書の非公開情報のうち常任報告資料として公表されている情報）の（エ）欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の情報については、上記実施機関の説明は否定し難く、また、条例第5条第1号ただし書のアからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ケ) 特定事件被害者の負傷状況（安否情報含む。）

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、特定事件被害者の負傷状況は、特定事件の犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、その後の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることを挙げている。しかし、標記情報の一部（R-6文書4頁目の表9行目4列目の欄の1行目の記載）は、特定市職員による安否確認の対象となった特定施設利用者の人数のみであり、かかる情報を公開したとしても特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、実施機関はこれを公開すべきである。その余の情報については、公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることは否定し難いことから、実施機関が条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ク) その余の非公開情報

標記情報について、実施機関は条例第5条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、特定法人が把握している特定事件の状況が、警察が把握している情報と一致していない部分があり、これを公開することで、特定事件に関する誤った情報が広

まり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼすおそれがあることを挙げている。

しかし、当審査会で確認したところ、標記情報の一部（別表4の（オ）欄に掲げる情報）は、常任報告資料として県政情報センターで閲覧可能な状態にあり、本件請求に基づいて公開することによって特定事件の刑事裁判に不当に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認め難いことから、当該情報は条例第5条第6号に規定する情報には該当しないため、実施機関は当該情報を公開すべきである。

また、標記情報のうち、常任報告資料としては公開されていない情報（別表5の（イ）欄に掲げる情報）についても、当審査会で確認したところ、条例第5条第6号に該当する情報とは認め難い情報が含まれることから、実施機関は、当該情報に係る原処分を一旦取り消したうえ、条例が規定する他の非公開情報に該当する否かを含めて、改めて諾否決定すべきである。

ノ R-7文書（経過報告書別紙5）及びR-8文書（経過報告書別紙6）の非公開情報

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件被害者に関する各種の情報（氏名、年齢、所属、怪我の状態、転院先病院名、退院後の行先及び死亡者の葬儀関係の状況）であることが認められ、実施機関は、当該情報を条例第5条第1号本文又は第6号に該当することを理由に非公開としている。そして、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、条例第5条第6号該当性について判断するまでもなく、実施機関が同条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ハ R-9文書（経過報告書別紙7）の非公開情報

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定法人職員の個人携帯電話番号及び当該特定法人特定部署の業務用電話番号であることが認められる。

この点、実施機関は本件処分において、当該情報を非公開とした条例の根

抛規定及びその適用理由を示していないことから、実施機関は、当該情報に係る原処分を一旦取り消したうえ、改めて諾否決定すべきである。

ヒ R-10 文書（経過報告書別紙8）の非公開情報

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定法人が運営する各施設における具体的な安全対策措置に関する情報であることが認められる。

この点、実施機関は、当該情報が条例第5条第4号及び同条第6号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は、条例第5条第4号に該当する理由として、非公開情報には、各指定管理施設の防犯設備の情報が含まれており、公開することにより、当該施設の具体的防犯体制等が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全の確保に困難を来し、当該施設における福祉サービスの提供にも支障を生じさせ、当該施設を運営する法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるとの説明をしている。

しかし、ここで実施機関が非公開理由として掲げる「法人の正当な利益を害するおそれ」は、実施機関が適用した条例第5条第4号の適用要件ではなく、同条第2号の適用要件であることから、実施機関が適用した条項とその適用理由との間には明らかな齟齬が認められる。よって、実施機関は、当該情報に係る原処分を一旦取り消したうえ、改めて諾否決定すべきである。

フ S-1 文書から S-5 文書までの非公開情報及び S-7 文書の非公開情報

当審査会で確認したところ、本行政文書は、献花用花束の購入に係る執行書類であることが認められる。実施機関は、その一部の情報について、条例第5条第1号本文及び第4号を理由に非公開としていることから、以下この点について検討する。

(ア) 県職員メールアドレス

当審査会が確認したところ、実施機関が非公開としたのは、献花用花束の購入に係る執行業務を担当した県職員のメールアドレスであることが認められ、実施機関は当該情報を条例第5条第1号本文及び第4号に該当す

ることを理由に非公開としている。そして、県職員メールアドレスについては、前記タ(ア)のとおり、これを公開することで、本来業務とは無関係な営利目的等の迷惑メールが増加し、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは容易に想定できることから、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 特定事件遺族の個別訪問（弔問）の内容

当審査会が確認したところ、実施機関が非公開としたのは、特定事件の遺族に対する個別訪問の概要や行程であることが認められる。

この点、実施機関は、条例第5条第1号本文及び第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこでまず、条例第5条第4号該当性について検討すると、静謐な環境の中で被害者を弔いたいという当然の遺族感情に鑑みれば、個別訪問の概要及び行程を公にすることで、さらなる報道の過熱を招いて遺族感情を害し、その結果として遺族と実施機関との間の信頼関係が損なわれ、遺族との関係に関わる業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯し得る。したがって、上記の支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い一部の記載（別表2の文書区分「S-2」、「S-3」及び「S-4」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）を除き、実施機関が標記情報を条例第5条第4号に該当する情報と判断したことは妥当である。

次に、条例第5条第4号に該当する情報とは認められない一部の記載（別表2の文書区分「S-2」、「S-3」及び「S-4」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）について、条例第5条第1号本文該当性を検討すると、いずれの情報も「個人に関する情報」に該当しないことは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する情報とは認められない。

以上のことから、別表2の文書区分「S-2」、「S-3」及び「S-4」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報は公開することが妥当であるが、その余の情報について、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開とし

たことは妥当である。

(ウ) 発注先会社の担当者名

当審査会で確認したところ、実施機関が非公開としたのは、献花用花束の発注先の会社の担当者名であることが認められ、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。そして、かかる情報が個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

へ U-1文書からU-9文書までの非公開情報

当審査会において確認したところ、本行政文書は、特定施設利用者の一部移転に伴う執行書類であることが認められる。実施機関はその一部の情報について、条例第5条第1号本文、第2号及び第4号に該当することを理由に非公開としていることから、以下この点について検討する。

(ア) 発注先の会社の担当者の氏名、印影及び携帯電話番号

実施機関は、標記情報について、一般に公開されておらず、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない旨、主張している。

当審査会が確認したところ、発注先の会社の担当者の氏名の一部（別表2の文書区分「U-1」及び「U-3」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）は、法令等により何人にも閲覧が認められている情報（条例第5条第1号ただし書ア）と認められることから、当該情報については公開すべきである。その余の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 納品（履行）場所施設名及び特定施設利用者の本件移行先施設名

実施機関は、当該情報を条例第5条第1号本文又は第2号を理由に非公

開としている。

当審査会で確認したところ、納品（履行）場所施設名は、特定施設利用者の本件移行先施設名であることが認められる。そして、本件移行先施設名が公開されれば、特定事件発生当時の報道の過熱状況を踏まえると、当該施設に対する取材や問合せが殺到し、当該法人の業務に支障が生じるおそれがあることは否定できないことから、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、同条第2号を理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 上記(イ)の情報を特定し得る情報

実施機関は、上記(イ)の情報とともに、当該情報を特定し得る情報とするものを、条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としている。

当審査会で確認したところ、別表2の「U-9文書」の「公開すべき情報」欄に掲げる情報は、実施された工事の種類にすぎず、これを公開しても本件移行先施設名が推測されるおそれは認め難く、他の箇所では公開されている情報であることから、当該情報については公開すべきである。その余の情報は、施設の正式名称ではないものの、施設の略称が記載されており、これらの情報が公開されれば、各施設名を特定し得ることは否定し難いことから、実施機関がこれらの情報を条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ホ V-6文書の非公開情報について

(ア) 県職員メールアドレス

実施機関は標記情報を条例第5条第1号本文及び第4号に該当することを理由に非公開としている。そして、県職員メールアドレスについては、前記タ(ア)のとおり、これを公開することで、本来業務とは無関係な営利目的等の迷惑メールが増加し、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは容易に想定できることから、条例第5条第1号本文該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) パスワード

当審査会で確認したところ、標記パスワードは、特定事件検証委員会の委員謝礼の支払いに必要なマイナンバーを電子メールで送付する際、各委員に付与されたものであることが認められる。

この点、実施機関は、これを公開すれば、当該電子メールの内容が外部に流出し、電子メールの閲覧が出来るような状態になった場合、同委員のマイナンバーが公開されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないことは明らかであると説明している。

そこで検討すると、なるほど、パスワードそれ自体は単なる数字等の羅列にすぎず、当該パスワードの情報によって特定の個人を直ちに識別することはできない。しかし、委員からの送信メールが流出した場合、情報公開請求を通じて当該パスワードを入手した第三者が当該パスワードを利用して各委員のマイナンバーという、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報を入手できる可能性は否定できない。このことに鑑みると、当該パスワードの情報は、それによって特定の個人を識別することはできないとしても、それを公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものである。かつ、当該情報は同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

マ V-7 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件検証委員会委員の推薦書を提出した各団体の担当者の氏名及びメールアドレスであることが認められる。

この点、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、まず、団体担当者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められること

から、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。一方、メールアドレスについて、実施機関は「当該団体が必要に応じ、必要な相手方のみ公開している情報である」として、団体の情報であることを前提に説明しながら、その一方で、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由として非公開としており、適用条項と適用理由に明らかな齟齬が認められることから、実施機関は、当該情報に係る原処分を一旦取り消したうえ、改めて諾否決定すべきである。

ミ W-1 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、特定事件検証委員会委員の住所、生年月日、電話番号及び口座情報であることが認められ、実施機関は条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。そして、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ム W-2 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、県職員メールアドレスであることが認められる。そして、県職員メールアドレスについては、前記タ(ア)のとおり、これを公開することで、本来業務とは無関係な営利目的等の迷惑メールが増加し、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは容易に想定できることから、条例第5条第1号該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

メ W-3 文書の非公開情報について

当審査会で確認したところ、本行政文書の非公開情報は、ファクシミリ発信者の氏名及び県職員個人の携帯電話番号であることが認められる。

この点、実施機関は、これらの情報を条例第5条第1号本文又は第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が

識別できる情報であることは明らかであり、かつ、条例第5条第1号ただし書アからエのいずれにも該当しないと認められることから、条例第5条第4号該当性を判断するまでもなく、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

モ Y文書の非公開について

当審査会で確認したところ、標記文書は、第1回特定事件検証委員会において使用された非公開文書であることが認められる。

この点、実施機関は、当該文書を条例第5条第4号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は、同号に該当する理由として、①同委員会が非公開を前提としており、当該文書についても、会議後は回収することで情報管理の徹底を図っていたところであり、これを公開すれば非公開を前提に委員会に参加していた委員及び関係出席者との信頼関係が損なわれること、②非公開を前提としていたにもかかわらず、その後に公開する前例を作れば、今後実施される委員会等の委員との信頼関係に影響を及ぼし、県の他の委員会に参加しなくなるおそれがあることを挙げている。

しかし、会議を非公開で開催したことをもって、直ちに当該会議で用いられた資料等も一律に非公開とすることが許容されるものではなく、会議を非公開とする場合であっても、当該会議で用いられた資料等の公開請求を受けた場合は、条例上の非公開情報に該当するか否かについて別途判断する必要がある（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。また、当審査会で確認したところ、標記文書の一部は、本件処分で別文書として特定され、公開されているものと認められる。

以上のことから、実施機関は、標記文書に係る原処分を一旦取り消し、当該文書について改めて諾否決定を行うべきである。

ヤ その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件非公開情報を公開すべき理由について、その他種々の主張をするが、いずれも審査請求人独自の主張といわざるを得ず、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

これを本件について見ると、本件非公開情報は、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当である。

(4) 処分理由の追加について

審査請求人は、弁明書の時点で非公開理由を追加することは違法である旨、主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。審査請求手続における処分理由の追加的主張を無制限に認めることは、かかる理由付記制度の趣旨を損なうおそれがあることは否定できないところである。

他方、実施機関においても、原処分時に主張を尽くせないことや、審査請求手続における審査請求人の主張に対応するため追加的主張の必要が生じることは

容易に想像できるところであり、また、実施機関による追加的主張を認めることは、紛争の一回的解決にも資することは否定し難いところである。

そこで、審査請求手続における実施機関による処分理由の追加については、実施機関が審査請求手続において処分理由の追加が可能であることを奇貨として、あえて原処分時に不十分な処分理由を示し、審査請求手続の終盤において処分理由を追加し審査請求人に不意打ちを与える等、理由付記の制度趣旨を没却するような特段の事情が認められる場合を除き、これを認めるのが相当であると解すべきである。

これを本件について見ると、審査請求人が主張するように、実施機関は本件処分時には示していなかった処分理由を、弁明書において追加していることが認められるものの、そこに理由付記制度の趣旨を没却するような特段の事情があるとは認められず、適法な処分理由の追加と認められることから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

(5) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、起案文書に情報公開の扱いとして公開することを明記しているにも関わらず、その一部を非公開とすることは信義則違反であり、決裁後の事情により恣意的に非公開とすることは到底認められない旨、主張している。

そこで検討すると、神奈川県行政文書管理規程により定められている起案用紙及び処理印には、「公開・非公開状況」の欄が設けられており、起案に際しては、当該起案に係る行政文書の公開・非公開の状況を記入するものとされている。当該欄は、後日、当該行政文書に対する公開請求があった場合に公開・非公開の判断を行うに際しての参考とするために記入することとなっている（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。このように当該欄は、後日行政文書公開請求があった際の参考として記載されているものにすぎず、公開又は非公開の判断は、実際に行政文書公開請求がなされた段階で、実施機関が特定した行政文書の内容を精査した上で行うものである以上、実際に行政文書公開請求がなされた場合に、当該欄の記載と異なる諾否決定が行われたとしても、それをもって信義則違反とする審査請求人の主張は採用できな

い。

イ 以上の他、審査請求人は、「対象行政文書が紙媒体を原本とする場合であってもその写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきである」等、種々の主張をしているが、当審査会は、「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」ことをその所掌事務としており（個人情報保護審査会規則第2条）、かかる審査請求人の主張を調査審議する立場にはない。

6 付言

(1) 理由付記の不備について

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているところ、審査請求人が主張するとおり、本件処分における理由付記は、該当条項の文言の引用に留まるものが少なくないため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、前述のとおり、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。該当条項の文言の引用に留まる本件処分の理由付記は、かかる理由付記の趣旨を損なうものといわざるを得ない。よって、今後実施機関は、公開拒否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由を付記すべきである。

(2) 公開・非公開の判断について

実施機関は本件処分において、本来非公開とすべき情報を公開し、また、非公開とした根拠条項と当該条項を適用した理由の間に齟齬が認められるなど、公開決定等の処理に不適切な点が散見される。かかる事務処理は、実施機関に対する信頼を損ないかねない上、条例が保護しようとする法益の侵害を招くものといわざるを得ないことから、実施機関にあっては、今後、同様のことがないよ

う正確かつ慎重な対応をすべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1 (実施機関が特定した行政文書一覧)

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
A-1 文書	平成 28 年 7 月 26 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」	公開
A-2 文書	平成 28 年 7 月 26 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」(第 2 報)	公開
A-3 文書	平成 28 年 8 月 1 日付け「知事・副知事への報告・連絡事項 (保健福祉局長)」	公開
A-4 文書	平成 28 年 8 月 6 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」	公開
A-5 文書	平成 28 年 8 月 30 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」	一部公開
A-6 文書	平成 28 年 9 月 14 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」	公開
A-7 文書	平成 28 年 9 月 16 日付け「知事・副知事への報告事項 (保健福祉局長)」	公開
B 文書	平成 28 年 8 月 15 日付け「殺人事件被疑者の検挙について」	一部公開
C-1 文書	特定法人職員勤務記録台帳	一部公開
C-2 文書	特定法人エントリーシート	
D 文書	死亡者及び負傷者の一覧表	一部公開
E 文書	フェイスシート (死亡者及び負傷者のもの)	一部公開
F 文書	特定市消防局からの報告書	一部公開
G 文書	神奈川県医療救護本部 対応記録	一部公開
H-1 文書	2016 年 7 月 29 日付け「『特定施設』で起きた障害者殺傷事件に関する申入書」	一部公開
H-2 文書	平成 28 年 8 月 5 日付け「障害者は本来あってはならない存在なのか」	公開

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
H-3 文書	平成 28 年 8 月 5 日付け「提言―特定施設の事件を受けて―」	公開
H-4 文書	「特定施設の事件に対する声明文」	公開
H-5 文書	平成 28 年 8 月 12 日付け「知事・副知事への報告・連絡事項（教育長）」	公開
H-6 文書	2016 年 8 月 29 日付け『特定事件に対する特定団体の見解』について」	一部公開
H-7 文書	平成 28 年 9 月 7 日付け收受「特定事件に係る要望書について」	公開
H-8 文書	平成 28 年 9 月 21 日付け收受「特定施設の建替えにかかる意見書について」	公開
I-1 文書	平成 26 年（原文ママ） 7 月 29 日付け起案「特定事件再発防止等対策本部及び作業部会の設置について（伺い）」	公開
I-2 文書	平成 26 年（原文ママ） 8 月 4 日付け起案「特定事件再発防止等対策本部設置要綱及び作業部会設置要領の改正について（伺い）」	公開
I-3 文書	平成 26 年（原文ママ） 8 月 8 日付け起案「特定事件再発防止等対策本部設置要綱及び作業部会設置要領の改正について（伺い）」	公開
J-1 文書	「特定施設での業務」	一部公開
J-2 文書	特定施設の利用者の在園状況一覧表	一部公開
J-3 文書	特定施設の利用者名簿	一部公開
J-4 文書	7 月 29 日 9 時時点「特定施設において発生した事件について」	公開
K-1 文書	「夜勤者及び警備員聴取」①	一部公開
K-2 文書	「夜勤者及び警備員聴取」②	一部公開
K-3 文書	「夜勤者及び警備員聴取」③	一部公開
K-4 文書	「夜勤者及び警備員聴取」④	一部公開

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
K-5 文書	「夜勤者及び警備員聴取」⑤	一部公開
K-6 文書	「夜勤者及び警備員聴取」⑥	一部公開
K-7 文書	「夜勤者及び警備員聴取」⑦	一部公開
K-8 文書	「夜勤者及び警備員聴取」⑧	一部公開
K-9 文書	「夜勤者及び警備員聴取項目」	一部公開
K-10 文書	ホーム日誌	一部公開
K-11 文書	平成 28 年 8 月 5 日付け「当日勤務者からの聞き取り調査の再開について」	一部公開
K-12 文書	「特定施設長からの聞取り (H28. 7. 28)」	一部公開
L-1 文書	平成 28 年 8 月 6 日実施の特定施設家族説明会の概要	一部公開
L-2 文書	障害福祉課担当課長に対するぶらさがり取材の概要	公開
M-1 文書	平成 28 年 8 月 23 日付け「特定施設利用者の移行に関する打合せ (概要)」	一部公開
M-2 文書	平成 28 年 8 月 17 日付け「特定施設利用者受け入れ施設の整理について」	一部公開
M-3 文書	「請求方法について」	公開
M-4 文書	「特定施設利用者の施設移行に関する疑義照会」	一部公開
M-5 文書	「特定施設利用者の契約にあたっての確認事項」	一部公開
M-6 文書	平成 28 年 8 月 17 日付け起案「特定施設利用者の他施設受入れに係る事務連絡の発出について (伺い)」	一部公開
M-7 文書	「特定施設利用者受け入れ施設の整理について」	一部公開
M-8 文書	「特定施設利用者他園への移行について (28. 8. 15 17:00 現在)」	一部公開
M-9 文書	「特定施設利用者移動状況」	一部公開
N-1 文書	「特定施設の一部利用者の生活可能な場所の確保について (依頼)」(特定市特定所属長あて)	公開
N-2 文書	「特定施設の一部利用者の生活可能な場所の確保について (依頼)」(特定市特定所属長あて)	公開

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
N-3 文書	平成 28 年 8 月 29 日付け「特定法人を指定管理者として運営している障害者支援施設『特定施設』の一部利用者の（非公開部分）の使用について（伺い）」	一部公開
N-4 文書	平成 29 年 3 月 17 日付け「（非公開部分）の使用について（伺い）」	一部公開
N-5 文書	平成 29 年 3 月 15 日付け「県有財産使用承認書」	一部公開
N-6 文書	平成 29 年 3 月 7 日付け「県有財産使用承認申請書」	一部公開
N-7 文書	平成 29 年 3 月 7 日付け「（非公開部分）の使用期間延長について（依頼）」	一部公開
N-8 文書	平成 28 年 10 月 11 日付け「（非公開部分）の使用について（伺い）」	一部公開
N-9 文書	平成 28 年 9 月 30 日付け「県有財産使用承認書」	一部公開
N-10 文書	平成 28 年 9 月 14 日付け「（非公開部分）の使用について（通知）」	一部公開
N-11 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け「県有財産使用承認書」	一部公開
N-12 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け「県有財産使用承認申請書」	一部公開
N-13 文書	平成 28 年 9 月 13 日付け「（非公開部分）の使用期間の延長について（依頼）」	一部公開
N-14 文書	平成 28 年 8 月 30 日付け「（非公開部分）の使用について（通知）」	一部公開
N-15 文書	平成 28 年 8 月 19 日付け「県有財産使用承認申請書」	一部公開
N-16 文書	平成 28 年 8 月 19 日付け「（非公開部分）に係る県有財産の使用承認について（通知）」	一部公開
N-17 文書	平成 28 年 8 月 19 日付け「県有財産使用承認申請書」	一部公開
N-18 文書	「特定施設利用者の移転について」	一部公開
N-19 文書	「（非公開部分）の利用に向けて」	一部公開
N-20 文書	平成 28 年 8 月 17 日付け「（非公開部分）の使用について（依頼）」	一部公開
N-21 文書	「特定施設の（非公開部分）利用に関する打合せ（概要）」	一部公開
N-22 文書	「（非公開部分）の利用に向けて」	一部公開
N-23 文書	平成 28 年 8 月 8 日付け「（非公開部分）の利用案内」	一部公開
0-1 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「総務局長通知『指定管理施設における安全管理に係る指定管理者との情報共有について』の送付について（伺い）」	公開

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
0-2 文書	平成 28 年 8 月 15 日付け起案「特定施設の事件による不安を和らげるこころのケアの相談窓口にかかる情報提供について（伺い）」	一部公開
0-3 文書	神奈川県警被害者支援室からの電話連絡（内容メモ）	一部公開
0-4 文書	「平成 28 年度障害児者向け施設被害状況確認訓練送信メール件数」	公開
P-1 文書	平成 28 年 7 月 29 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」 （問い合わせ要旨が「特定施設で発生した事件について」のもの）	一部公開
P-2 文書	平成 28 年 7 月 29 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」 （問い合わせ要旨が「特定施設で発生した事件の改善対策について」のもの）	一部公開
P-3 文書	平成 28 年 8 月 1 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開
P-4 文書	平成 28 年 8 月 2 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」（同年 7 月 28 日收受のもの）	一部公開
P-5 文書	平成 28 年 8 月 2 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」（同年 7 月 29 日收受のもの）	一部公開
P-6 文書	平成 28 年 8 月 2 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」（同年 7 月 30 日收受のもの）	一部公開
P-7 文書	平成 28 年 8 月 2 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」（同日收受のもの）	一部公開
P-8 文書	平成 28 年 8 月 12 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開
P-9 文書	平成 28 年 8 月 16 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開

文書区分	行政文書の表題等	原処分の内容
P-10 文書	平成 28 年 8 月 25 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開
P-11 文書	平成 28 年 9 月 12 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開
P-12 文書	平成 28 年 9 月 29 日付け起案「フォームメールの処理について（伺い）」	一部公開
P-13 文書	平成 28 年 9 月 7 日付け起案「知事あての手紙に対する回答について（伺い）」	一部公開
P-14 文書	平成 28 年 8 月 25 日付け起案「県民の方からのお手紙への回答について（伺い）」	一部公開
P-15 文書	県民からの意見等整理票及びその関係書類	一部公開
P-16 文書	平成 28 年 7 月 29 日付け「広聴事案について（送付）」及びその発出に係る伺い	一部公開
Q 文書	「FW:『特定施設』への特定製品の寄贈のご相談」と題するメールとその添付資料	一部公開
R-1 文書	平成 28 年 9 月 13 日付け「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）の提出について」	公開
R-2 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」本文	一部公開
R-3 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 1	公開
R-4 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 2	一部公開
R-5 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 3	一部公開
R-6 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 4	一部公開
R-7 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 5	一部公開
R-8 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 6	一部公開
R-9 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 7	一部公開
R-10 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 8	一部公開
R-11 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 9	公開
R-12 文書	「特定事件にかかる経過報告書（中間報告）」別紙 10	公開

文書 区分	行政文書の表題等	原処分 の内容
S-1 文書	執行書類（支出命令番号 353775）	一部公開
S-2 文書	執行書類（負担行為番号 334758）	一部公開
S-3 文書	執行書類（支出命令番号 331468）	一部公開
S-4 文書	執行書類（支出命令番号 317443）	一部公開
S-5 文書	執行書類（支出命令番号 317443）	公開
S-6 文書	執行書類（支出命令番号 310214）	公開
S-7 文書	執行書類（負担行為番号 295442）	一部公開
T 文書	平成 28 年 8 月 26 日付け「特定施設における事件再発防止と障害者施設の安全確保を求める決議」	公開
U-1 文書	執行書類（支出命令番号 374578）	一部公開
U-2 文書	執行書類（支出命令番号 342795）	一部公開
U-3 文書	執行書類（支出命令番号 363034）	一部公開
U-4 文書	執行書類（支出命令番号 435607）	一部公開
U-5 文書	執行書類（支出命令番号 388387）	一部公開
U-6 文書	執行書類（負担行為番号 394248）	一部公開
U-7 文書	執行書類（支出命令番号 373616）	一部公開
U-8 文書	執行伺票兼支出命令票（更訂）（支出更訂番号 1573） 及び添付資料	一部公開
U-9 文書	執行書類（支出命令番号 442299）	一部公開
V-1 文書	平成 28 年 9 月 15 日付け起案「第 1 回特定事件検証委員会の会議開催予定の公表について（伺い）」	公開
V-2 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「第 1 回特定事件検証委員会の開催について（伺い）」	公開
V-3 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「特定事件検証委員会設置の公表について（伺い）」	公開
V-4 文書	平成 28 年 8 月 23 日付け起案「特定事件に伴う緊急支出の必要な費用（特定事件検証委員会関係）について（伺い）」	公開
V-5 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「特定事件検証委員会委員謝礼支給基準の制定（委員謝礼に係る源泉徴収事務における税額表の適用）について（伺い）」	公開

文書 区分	行政文書の表題等	原処分の 内容
V-6 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「特定事件検証委員会の委員謝礼支払いに必要な書類（口座振込申出書・マイナンバー確認書）の提出依頼について（伺い）」	一部公開
V-7 文書	平成 28 年 9 月 9 日付け起案「特定事件検証委員会委員の就任依頼について（伺い）」	一部公開
V-8 文書	平成 28 年 8 月 23 日付け起案「特定事件検証委員会の設置及び構成員について（伺い）」	公開
W-1 文書	平成 28 年 9 月 29 日付け起案「障害福祉課：第 1 回特定事件検証委員会（9/21）開催に係る委員謝金（伺い）」	一部公開
W-2 文書	平成 28 年 9 月 21 日付け起案「障害福祉課：第 1 回特定事件検証委員会（9/21）開催に係るお茶の購入（伺い）」	一部公開
W-3 文書	平成 28 年 9 月 21 日付け起案「障害福祉課：第 1 回特定事件検証委員会会場使用料（9 月 2 1 日）（伺い）」	一部公開
X 文書	第 1 回特定事件検証委員会次第及び当該委員会の資料	公開
Y 文書	第 1 回特定事件検証委員会非公開資料一式	一部公開

別表2（公開すべき情報）

文書 区分	公開すべき情報
C-1 文書	(1) 様式項目名（職員勤務記録台帳） (2) 当該様式の1頁目の表中、2行目2列目及び3列目の記載
C-2 文書	・様式項目名（エントリーシート）及び当該様式の「氏名」欄の記載
E 文書	・様式項目名（フェイスシート）
F 文書	・特定市消防局職員の氏名
G 文書	・特定市立病院の医師の氏名
K-1 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目の3列目から5列目までの欄の記載
K-2 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の記載（当該欄中、2行目6文字目から12文字目までの記載を除く。）
K-3 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の記載（当該欄中、2行目6文字目から12文字目までの記載を除く。）
K-4 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の記載（当該欄中、2行目6文字目から12文字目までの記載を除く。）
K-5 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の記載（当該欄中、2行目の記載を除く。）
K-6 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の記載（当該欄中、2行目の記載を除く。）
K-7 文書	(冒頭の表) (1) 1行目各列の記載 (2) 2行目3列目及び4列目の記載 (3) 2行目5列目の欄（当該欄中、2行目の記載を除く。）

K-8 文書	<p>(冒頭の表)</p> <p>(1) 1行目各列の記載</p> <p>(2) 2行目3列目及び4列目の記載</p> <p>(3) 2行目5列目の記載 (当該欄中、2行目の記載を除く。)</p>
N-7 文書	<p>・ 3頁目の冒頭の記載及び表中1行目の8文字目から行末の文字まで</p>
P-1 文書	<p>(2頁)</p> <p>(1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名</p> <p>(2) 本フォームメールの整理番号 (フォームID)</p> <p>(3) 本フォームメールの受信所属名</p> <p>(4) 本フォームメールの転送の可否</p> <p>(3頁)</p> <p>・ 1行目の記載</p>
P-2 文書	<p>(2頁)</p> <p>(1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名</p> <p>(2) 本フォームメールの整理番号 (フォームID)</p> <p>(3) 本フォームメールの受信所属名</p> <p>(4) 本フォームメールの転送の可否</p> <p>(3頁)</p> <p>・ 1行目の記載</p>
P-3 文書	<p>(3頁、7頁、11頁、12頁)</p> <p>(1) フォームメール受信時に共通して表示される項目</p> <p>(2) 本フォームメールの件名</p> <p>(3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID)</p> <p>(4) 本フォームメールの受信所属名</p> <p>(5) 本フォームメールの転送の可否</p> <p>(5頁、9頁、13頁)</p> <p>・ 1行目の記載</p>
P-4 文書	<p>(3頁)</p> <p>・ 1行目の記載</p> <p>(5頁)</p> <p>(1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名</p> <p>(2) 本フォームメールの件名</p> <p>(3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID)</p> <p>(4) 本フォームメールの受信所属名</p> <p>(5) 本フォームメールの転送の可否</p>
P-5 文書	<p>(3頁)</p> <p>・ 1行目の記載</p> <p>(5頁)</p> <p>(1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名</p> <p>(2) 本フォームメールの件名</p> <p>(3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID)</p>

	<p>(4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 (7 頁) ・ 1 行目の記載 (9 頁から 11 頁まで) (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID) (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 (13 頁から 15 頁まで) (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID) (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 転送メール部分に記載の県職員の所属及び氏名 (17 頁) ・ 1 行目の記載 (19 頁) (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID) (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 (21 頁) ・ 1 行目 (手書きの箇所) 及び 2 行目の記載 (25 頁及び 26 頁) ・ フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (27 頁) (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号 (フォームID) (4) 本フォームメールの受信所属名 (29 頁) ・ 「件名」 欄記載の問合せ者の国籍及び職業の名称 (33 頁) (1) 「本文」 欄記載の問合せ者の国籍及び職業の名称 (2) 「添付ファイル」 欄記載の問合せ者の国籍及び職業の名称</p>
P-6 文書	<p>(3 頁) ・ 1 行目の記載 (9 頁、10 頁) (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名</p>

	<p>(2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォームID） (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 （11 頁及び 12 頁） (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォームID） (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 (6) 転送メール部分に記載の県職員の所属及び氏名 （15 頁及び 16 頁） (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォームID） (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 （17 頁） ・ 1 行目（手書きの箇所）及び 2 行目の記載</p>
P-7 文書	<p>（3 頁） ・ 1 行目の記載 （5 頁から 7 頁まで） (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォームID） (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否 (6) 転送メール部分に記載の県職員の所属及び氏名</p>
P-8 文書	<p>（3 頁） ・ 1 行目の記載 （5 頁） (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォーム ID） (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否</p>
P-9 文書	<p>（3 頁） ・ 1 行目の記載 （5 頁） (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号（フォーム ID）</p>

	<p>(4)本フォームメールの受信所属名 (5)本フォームメールの転送の可否</p>
P-10 文書	<p>(3頁) ・1行目の記載 (7頁から14頁まで) (1)フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2)本フォームメールの件名 (3)本フォームメールの整理番号(フォームID) (4)本フォームメールの受信所属名 (5)本フォームメールの転送の可否 (6)転送メールに記載の県職員の所属及び氏名</p>
P-11 文書	<p>(3頁) ・1行目の記載 (4頁から6頁まで) (1)フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2)本フォームメールの転送の可否</p>
P-12 文書	<p>(1頁) ・「【問い合わせ要旨】」の内容 (3頁) ・1行目の記載 (5頁から6頁まで) (1)フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2)本フォームメールの件名 (3)本フォームメールの整理番号(フォームID) (4)本フォームメールの受信所属名 (5)本フォームメールの転送の可否 (6)転送メールに記載の県職員の所属及び氏名</p>
P-13 文書	<p>(7頁) ・「県民からの意見等整理表」の様式中、「意見等提出者氏名」、「意見等提出者住所」、「意見等の件名」及び「意見等の概要(150字程度)」以外の各欄の記載</p>
P-14 文書	<p>(3頁) ・1行目の記載(右上の手書きの箇所を除く。)</p>
P-15 文書	<p>(1頁) ・「県民からの意見等整理票」の様式中、「意見等提出者氏名」、「意見等提出者住所」及び「意見等の概要(150字程度)」以外の各欄の記載 (25頁から26頁) ・「県民からの意見等整理票」の様式中、「意見等提出者氏名」、「意見等提出者住所」、「意見等の概要(150字程度)」及び「回答(全文)」欄以外の各欄の記載</p>
P-16 文書	<p>(1頁)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) フォームメール受信時に共通して表示される項目名 (2) 本フォームメールの件名 (3) 本フォームメールの整理番号 (フォーム ID) (4) 本フォームメールの受信所属名 (5) 本フォームメールの転送の可否
R-2 文書	・ (別表 3 のとおり)
R-6 文書	<ul style="list-style-type: none"> (1) (別表 4 のとおり) (2) 4 頁目の表 9 行目 4 列目の欄の 1 行目の記載
S-2 文書	・ 15 頁の 4 行目から 5 行目の記載
S-3 文書	・ 27 頁の 4 行目から 5 行目の記載
S-4 文書	・ 11 頁の 3 行目から 4 行目の記載
U-1 文書	・ 15 頁の非公開情報 (担当者の印影)
U-3 文書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 7 頁「担当」欄の氏名 (2) 15 頁の非公開情報 (担当者の印影) (3) 31 頁の「担当者」欄のうち上段の担当者の氏名
U-9 文書	・ 11 頁の 4 行目の 9 文字目から行末の文字までの記載

※各行政文書中の空白の行は行数に計上していない。

別表3 (R-2文書の非公開情報のうち公開すべき情報)

(ア) 特定事件に関する本件被疑者及びその周辺関係者に対する警察の対応・措置状況	
3頁	・10行目の非公開情報
6頁	(1) 2行目の非公開情報 (2) 3行目の非公開情報 (3) 10行目の非公開情報 (4) 18行目の非公開情報
7頁	(1) 5行目の非公開情報 (2) 10行目の非公開情報 (3) 26行目及び27行目の非公開情報
8頁	(1) 2行目及び3行目の非公開情報 (2) 4行目の1文字目から24文字目までの記載 (3) 25行目の非公開情報
9頁	・2行目の「3月4日(金)」の後から3行目の行末までの記載
(イ) 事件の通報状況	
10頁	(1) 4行目の「通報(夜勤職員)までの非公開情報 (2) 5行目の非公開情報 ※本頁冒頭の表及び注意書の行は、上記(1)及び(2)の行数に計上していない。
(ウ) 特定事件に係る経過のうち、対応に関する時刻や特定の関係者が対応した事実に関する情報	
11頁	(1) 本項中段記載の表中、1行目の記載 (2) 同表中1列目の記載 (3) 16行目及び25行目の記載
12頁	・15行目の記載
13頁	・13行目の非公開情報

別表4 (R-6 文書の非公開情報のうち常任報告資料として公表されている情報)

(ア) 事件の通報状況	
1 頁	・ 「2:38」 の行中、「内容」 欄の 1 行目の非公開情報
(イ) 特定事件に係る経過のうち、対応に関する時刻や特定の関係者が対応した事実に関する情報	
1 頁	(1) 「2:38」 の行中、「備考欄」 の非公開情報 (氏名を除く。) (2) 表 7 行目の「備考」 欄の非公開情報 (氏名除く。)
2 頁	(1) 1 行目 5 列目の欄の非公開情報 (2) 「3:30」 の行 (表 2 行目のもの) 3 列目の欄の非公開情報 (同欄 1 行目の 1 文字目から 12 文字目までの記載並びに同欄 2 行目の 4 文字目から 7 文字目までの記載を除く。) (3) 「3:30」 の行 (表 3 行目のもの) 3 列目の欄の非公開情報 (同欄 1 行目の 1 文字目から 4 文字目までの記載並びに同欄 2 行目の 2 文字目から 6 文字目までの記載を除く。)
3 頁	・ 「7:10」 の行の 4 列目の欄の 9 文字目及び 10 文字目の記載
4 頁	・ 「7:25」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
5 頁	・ 「8:50」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
31 頁	・ 「14:00」 の行の 5 列目の欄の非公開情報 (同欄の 1 行目 1 文字目の記載を除く。)
37 頁	・ 「8:45」 の行の 3 列目の欄の 1 行目及び 5 行目の非公開情報
38 頁	・ 表 1 行目 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。)
39 頁	・ 「9:00」 の行の 3 列目の欄中、4 行目から 5 行目までの非公開情報
48 頁	・ 「9:00」 の行の 5 列目の欄中の非公開情報 (氏名を除く。)
51 頁	・ 「9:00」 の行の 5 列目の欄中の非公開情報 (氏名を除く。)
53 頁	・ 「9:00」 の行の 5 列目の欄中の非公開情報 (氏名を除く。)
54 頁	・ 「9:00」 の行の 5 列目の欄中の非公開情報 (氏名を除く。)
55 頁	・ 「9:00」 の行の 5 列目の欄中の非公開情報 (氏名を除く。)
(ウ) 捜査員の捜査状況	
1 頁	(1) 「2:00」 の行の「備考」 欄の 1 行目の非公開情報 (2) 「2:14」 の行の「備考」 欄の非公開情報 (3) 「2:47」 の行の「備考」 欄の非公開情報
8 頁	(1) 「15:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。) (2) 「16:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。)
9 頁	(1) 「17:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く) (2) 「18:55」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (3) 「23:10」 の行中、3 列目及び 5 列目の欄の非公開情報

13 頁	(1) 「10:55」の行の3列目の欄の非公開情報（1文字目から12文字目までの記載を除く。） (2) 「13:15」の行の3列目の欄の非公開情報
15 頁	・ 「19:15」の行の5列目の欄の非公開情報
16 頁	(1) 表3列目の欄の8行目の非公開情報 (2) 同欄の9行目及び10行目の非公開情報
17 頁	(1) 「9:30」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名及び職名を除く。） (2) 「10:00」の行の5列目の欄の非公開情報
19 頁	(1) 「14:00」の行（表2行目のもの）の5列目の欄の非公開情報 (2) 「15:25」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名を除く。）
20 頁	・ 「18:28」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名を除く。）
21 頁	(1) 「9:30」の行の3列目の欄の非公開情報（12文字目から25文字目までの記載を除く。） (2) 「12:30」の行の5列目の欄の非公開情報（氏名を除く。）
22 頁	(1) 1行目5列目の欄の非公開情報（氏名を除く。） (2) 「14:00」の行の3列目の欄の非公開情報（1文字目から14文字目までの記載を除く。） (3) 「14:10」の行の3列目の欄の非公開情報
23 頁	(1) 「17:30」の行（2行目のもの）の3列目の欄の非公開情報 (2) 「18:10」の行の3列目の欄の非公開情報 (3) 「10:10」の行の3列目の欄の非公開情報
24 頁	(1) 「12:00」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名を除く。） (2) 「7/31（日）」の「9:00」の行の3列目の欄の非公開情報 (3) 「8/1（月）」の「9:00」の行中、3列目の欄の非公開情報
25 頁	(1) 「9:30」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名及び職名を除く。） (2) 「10:10」の行の3列目の欄の非公開情報 (3) 「12:00」の行（表6行目のもの）の3列目の欄の非公開情報 (4) 「13:30」の行の3列目の欄の非公開情報（同欄の2行目7文字目から8文字目の記載を除く。） (5) 「14:00」の行（表10行目のもの）の3列目の欄の非公開情報
26 頁	(1) 「17:00」の行の3列目の欄の1行目の非公開情報 (2) 「17:10」の行の3列目の欄の非公開情報 (3) 「8:15」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名及び職名を除く。） (4) 「10:30」の行の3列目の欄の非公開情報
27 頁	(1) 表1行目の3列目の欄の非公開情報 (2) 「10:50」の行の3列目の欄中、1行目1文字目から8文字目までの記載及び2行目7文字目から行末の文字までの記載（氏名を除く。） (3) 「12:00」の行の3列目の欄の非公開情報 (4) 「14:30」の行の3列目の欄の非公開情報

28 頁	(1) 表 1 行目 3 列目の欄の 2 行目の非公開情報 (2) 「15:00」 の行 (表 4 行目のもの) の 5 列目の欄の非公開情報 (3) 「16:10」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (4) 「17:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
29 頁	(1) 「17:30」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「8:30」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。)
30 頁	(1) 「9:00」 の行の 3 列目の欄の 7 行目の非公開情報 (2) 「10:30」 (表 7 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報
31 頁	(1) 「11:15」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「14:30」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (3) 「15:30」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (4) 「16:20」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
32 頁	(1) 「8:15」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。) (2) 「9:00」 の行の 3 列目の欄の 3 行目の非公開情報
33 頁	(1) 「10:45」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「11:00」 の行 (表 8 行目のもの) の 3 列目の欄の非公開情報 (3) 「11:30」 の行 (表 9 行目のもの) の 3 列目の欄の非公開情報 (4) 「11:30」 の行 (表 10 行目のもの) の 3 列目の欄の非公開情報 (5) 「14:15」 の行 (表 16 行目のもの) の 3 列目の欄の非公開情報 (6) 「15:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。) (7) 「15:00」 の行の 5 列目の欄の非公開情報
34 頁	(1) 「16:00」 (表 2 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「17:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
35 頁	(1) 「8:30」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「9:00」 (表 6 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。) (3) 「9:00」 (表 7 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名及び同欄の 2 行目 17 文字目から 20 文字目までの記載を除く。) (4) 「9:00」 (表 8 行目のもの) の行中、3 列目及び 5 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。)
36 頁	(1) 「11:15」 (表 6 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「11:15」 (表 7 行目のもの) の行の 3 列目の欄の非公開情報 (氏名を除く。) (3) 「13:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
37 頁	(1) 「15:25」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「18:10」 の行の 3 列目の欄の非公開情報 (3) 「8:00」 の行の 3 列目の欄の非公開情報
39 頁	(1) 「10:00」 の行 (表 5 行目のもの) の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「11:20」 の行の 3 列目の欄の非公開情報

40 頁	・「14:55」の行の3列目の欄の非公開情報
41 頁	・「9:30」の行の3列目の欄の非公開情報
42 頁	・「9:00」の行の3列目の欄の3行目の非公開情報
44 頁	・「18:00」の行の3列目の欄の非公開情報
45 頁	・「8:55」の行の3列目の欄の非公開情報
46 頁	・「15:00」の行の3列目の欄の非公開情報
47 頁	・「9:00」の行の3列目（表7行目のもの）の欄の非公開情報
48 頁	・「9:00」の行の3列目の欄の非公開情報（氏名を除く。）
50 頁	・「9:30」の行（表4行目のもの）の3列目の欄の非公開情報
(エ) 特定事件被害者の転院先病院名	
6 頁	・「10:20」の行の4列目の欄中、1行目9文字目から13文字目までの記載及び2行目12文字目から16文字目までの記載
20 頁	・「17:30」の行の3列目の欄の2行目中、10文字目及び11文字目並びに18文字目から行末の文字までの記載
29 頁	・「18:30」の行（表9行目のもの）の4列目の欄の1行目中、1文字目及び8文字目から10文字目までの記載
31 頁	・「16:15」の行の4列目の欄の1行目及び2行目中、1文字目及び7文字目から9文字目までの記載
34 頁	・「16:00」の行（表3行目のもの）の4列目の欄中、1行目1文字目から8文字目までの記載 ・「16:00」の行（表3行目のもの）の4列目の欄中、2行目1文字目及び7文字目から9文字目までの記載
37 頁	・「16:10」の行の3列目の欄中、2行目の1文字目及び2文字目の記載
40 頁	・「17:00」の行（表9行目のもの）の4列目の欄中、3行目の1文字目及び8文字目から10文字目までの記載
(オ) その他の情報	
6 頁	・「10:20」の行の3列目の欄の非公開情報
7 頁	・「12:15」の行（表5行目のもの）の3列目の欄の非公開情報（個人の氏名を除く。）
18 頁	・「13:15」の行（8行目のもの）の3列目の欄の非公開情報（同欄の1行目28文字目並びに2行目7文字目及び8文字目）
20 頁	・「17:30」の行の4列目の欄の3行目1文字目から6文字目までの記載
25 頁	・「9:30」の行の5列目の欄の非公開情報（氏名及び職名を除く。）
29 頁	・「17:45」の行（表6行目のもの）の3列目の欄中、10文字目から12文字目までの記載
40 頁	・「14:25」の行の3列目の欄の11文字目から15文字目の記載
42 頁	(1)「16:15」の行の4列目の欄の記載（氏名を除く。）

	(2) 「17:00」の行（表7行目のもの）の4列目の欄中、1行目の記載及び3行目の1文字目及び8文字目から10文字目までの記載
48 頁	・ 「15:40」の行の3列目の欄中、1行目文末の文字から3行目の文末の文字までの記載（氏名及び電話番号を除く。）
50 頁	(1) 「17:20」の行の3列目の欄の非公開情報 (2) 「8:15」の行の3列目の欄の非公開情報
51 頁	(1) 「16:40」の行の3列目の欄中、3行目から4行目までの非公開情報（氏名及び電話番号を除く。） (2) 「17:30」の行（表8行目のもの）の3列目の欄中、8文字目の記載及び11文字目から14文字目までの記載 (3) 「8:15」の行の3列目の欄の非公開情報
52 頁	・ 「11:20」の行の3列目の欄の3行目から4行目までの非公開情報（氏名及び電話番号を除く。）
53 頁	・ 「8:15」の行の3列目の欄の非公開情報
55 頁	・ 「8:15」の行の3列目の欄の非公開情報

別表5 (改めて諾否決定すべき情報)

(ア) R-2 文書	
11 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・13 行目から 15 行目までの非公開情報 ※本項中段記載の表の各行は行数として計上していない。
(イ) R-6 文書	
5 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「9:30」の行(表 8 行目のもの)の 3 列目の欄の非公開情報
7 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「12:15」の行(表 5 行目のもの)の 3 列目の欄の氏名 (2) 「12:15」の行(表 6 行目のもの)の非公開情報 (3) 「12:30」の行の非公開情報 (4) 「12:40」の行の非公開情報
9 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「19:00」の行の 3 列目の欄中、1 行目及び 2 行目の警察官の氏名及び職名
13 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「10:50」の行の 3 列目の欄の非公開情報
14 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「15:20」の行の 5 列目の欄の非公開情報 (2) 3 行目 3 列目の欄の 1 文字目から 3 文字目の記載
18 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「12:00」の行の 3 列目の欄の「担当者」の後の文字から「様) より安否確認」の前の文字までの記載 (2) 「13:10」の行の 3 列目の欄の非公開情報
19 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「16:00」の行の 3 列目の欄の非公開情報
22 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「14:30」の行の 3 列目の欄の非公開情報
23 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「17:15」の行の 3 列目の欄の「ホームに確認の上、」の後の文字から「心理士」の前の文字までの記載
24 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「14:15」の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「17:00」の行の 3 列目の欄の非公開情報
25 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「14:30」の行の 5 列目の欄の非公開情報
26 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・表 1 行目 5 列目の欄の非公開情報
27 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「13:50」の行の 3 列目の欄の「精神科 (」の後の文字から「病院)」の前の文字までの記載 (2) 「14:00」の行の 3 列目の欄の「主任、」の後の文字から「心理士」の前の文字までの非公開情報 (3) 「14:10」の行の 3 列目の欄の非公開情報
30 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「9:00」の行の 3 列目の欄の 5 行目の非公開情報
33 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「9:45」の行(表 2 行目のもの)中、3 列目の欄及び 5 列目の欄の非公開情報
34 頁	<ul style="list-style-type: none"> ・「17:04」の行の 3 列目の欄の 3 行目の「・」の後の文字から行末の文字までの非公開情報
37 頁	<ol style="list-style-type: none"> (1) 「15:20」の行中、3 列目の欄及び 5 列目の欄の非公開情報 (2) 「8:45」の行の 3 列目の欄の 2 行目から 4 行目までの記載

39 頁	・「9:50」の行（表 3 行目のもの）の 3 列目欄の行頭の文字から「よりヘルパーの」の前の文字までの記載
40 頁	・「14:05」の非公開情報
42 頁	・「9:00」の行の 5 列目の欄の非公開情報
43 頁	・表 1 行目 3 列目の欄の非公開情報
44 頁	(1) 「14:00」の行（表 1 行目のもの）の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「14:10」の行の 3 列目の欄の非公開情報 (3) 「11:25」の行の 3 列目の欄の非公開情報
45 頁	(1) 表 1 行目 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「9:00」の行の 3 列目の欄の非公開情報
46 頁	(1) 「14:50」の行の 3 列目の欄の非公開情報 (2) 「16:00」の行の 3 列目の欄の非公開情報
52 頁	・「15:00」の行の 3 列目の欄の非公開情報
54 頁	・「10:00」の行（表 7 行目のもの）の 3 列目の欄の非公開情報
55 頁	・「13:30」の行の 3 列目の欄の非公開情報
(ウ) R－9 文書（経過報告書別紙 7）	
・ 標記文書の非公開情報すべて	
(エ) R－10 文書（経過報告書別紙 8）	
・ 標記文書の非公開情報すべて	
(オ) V－7 文書	
・ 各団体のメールアドレス	
(カ) Y 文書	
・ 標記文書の非公開情報すべて	

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 10 月 18 日	○諮問
令和 2 年 6 月 18 日 (第 206 回部会)	○審議
令和 2 年 7 月 21 日 (第 207 回部会)	○審議
令和 2 年 8 月 24 日 (第 208 回部会)	○審議
令和 2 年 9 月 16 日	○実施機関から提出された意見書の收受
令和 2 年 9 月 23 日 (第 209 回部会)	○審議
令和 2 年 9 月 30 日	○審査請求人から提出された意見書の收受
令和 2 年 10 月 22 日 (第 210 回部会)	○審議
令和 3 年 4 月 8 日 (第 216 回部会)	○審議
令和 3 年 5 月 27 日 (第 217 回部会)	○審議
令和 3 年 6 月 22 日 (第 218 回部会)	○審議
令和 3 年 7 月 20 日 (第 219 回部会)	○審議

令和3年9月21日 (第220回部会)	○審議
令和3年12月20日 (第221回部会)	○審議
令和4年1月19日 (第222回部会)	○審議
令和4年3月22日 (第223回部会)	○審議
令和4年7月5日 (第224回部会)	○審議
令和4年8月30日 (第225回部会)	○審議
令和4年9月27日 (第226回部会)	○審議
令和4年10月11日 (第227回部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑原 勇進	上智大学教授	部 会 長 (会長職務代理者)
田村 達久	早稲田大学教授	会 長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	部 会 員
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和5年3月29日現在) (五十音順)